

2017（平成 29）年度 自己点検・評価

湊川短期大学

自己点検・評価報告書

平成 31 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価報告書の概要.....	4
3. 自己点検・評価の組織と活動.....	10
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	<b>11</b>
基準Ⅰ-A 建学の精神.....	13
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	17
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	19
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	<b>23</b>
基準Ⅱ-A 教育課程.....	23
基準Ⅱ-B 学生支援.....	36
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	<b>57</b>
基準Ⅲ-A 人的資源.....	57
基準Ⅲ-B 物的資源.....	63
基準Ⅲ-C 技術的資源を始めとするその他の教育資源.....	67
基準Ⅲ-D 財的資源.....	69
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b> .....	<b>76</b>
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	76
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	78
基準Ⅳ-C ガバナンス.....	80

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価基準に基づき、2017（平成 29）年度の湊川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 31 年 3 月 日

理事長

浅井 祐子

学 長

末本 誠

ALO

尾崎 剛志

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### ①学校法人の沿革

本学は大正8年(1919)神戸市の西部湊川のほとりに、故幸田たま女史の「湊川裁縫女塾」の開設にその端を發し、昭和3年(1928)甲種実業女学校の認可を受け、昭和17年(1942)組織を変更して湊川高等女学校と改称。特に家庭科教員の養成機関として県下にその名を知られていたが、昭和20年(1945)の戦災に遭遇し校舎を全焼、有馬郡下相野の地(現・三田市)に疎開して再発足することとなった。

昭和23年(1948)進学校法人湊川相野学園設置認可。昭和27年(1952)3月、学校法人湊川相野学園設置認可。同4月湊川家政短期大学開学。昭和29年(1954)湊川家政高等学校(現三田松聖高等学校)開校。

#### ②短期大学の沿革

昭和27年(1952)	4月	学校法人湊川相野学園湊川家政短期大学開学
昭和33年(1958)	10月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
昭和40年(1965)	1月	保育科設置認可
昭和41年(1966)	2月	保母養成所として指定認可
昭和41年(1966)	4月	短大附属西舞子幼稚園及び相野幼稚園設置
昭和44年(1969)	4月	家政科に養護教諭養成課程設置
昭和44年(1969)	4月	短大保育科を幼児教育科と名称変更
昭和45年(1970)	4月	短大附属神陵台幼稚園設置
昭和46年(1971)	4月	幼児教育科を改組し児童教育学科新設 (小学校教諭及び幼稚園教諭養成課程認定) 家政科を家政学科と改称
昭和55年(1980)	4月	家政学科に栄養士課程設置
昭和57年(1982)	4月	短大附属北摂第一幼稚園設置
昭和62年(1987)	4月	家政学科に生活科学専攻・食物栄養専攻設置
昭和62年(1987)	4月	短大附属北摂中央幼稚園設置
平成5年(1993)	4月	短大附属北摂学園幼稚園設置
平成12年(2000)	4月	家政学科に生活福祉専攻(介護福祉士養成施設)設置
平成13年(2001)	4月	家政学科を改組し、人間生活学科に人間健康専攻と生活福祉専攻の2専攻を設置。児童教育学科初等教育専攻を廃止、児童教育学科を幼児教育学科と名称変更
平成13年(2001)	12月	短大附属キッズポート保育園設置
平成14年(2002)	4月	食物栄養専攻を廃止
平成14年(2002)	5月	短大創立50周年記念式典挙行
平成15年(2003)	4月	湊川短期大学に校名変更、男女共学化に移行

## 湊川短期大学

平成 16 年(2004)	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科幼児教育専攻設置 幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 19 年(2007)	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科健康教育専攻設置
平成 21 年(2009)	4 月	学園創立 90 周年を迎える。
平成 23 年(2011)	4 月	短大附属北摂第一幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行
平成 25 年(2013)	4 月	短大に「三田市地域子育て支援センター」を短大附属北摂学園幼稚園から移設
平成 26 年(2014)	3 月	第三者評価機関別評価結果「適格」の認証を得る。
平成 27 年(2015)	4 月	短大附属西舞子幼稚園・神陵台幼稚園・北摂中央幼稚園・北摂学園幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行
平成 29 年(2017)	4 月	短大附属ぼるとこども園設置

### (2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数  
平成 30 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学・入園定員	収容定員	在籍者数
湊川短期大学	兵庫県三田市四ツ辻 1430	180 注(20)	360 注(40)	304 注(21)
三田松聖高等学校	兵庫県三田市四ツ辻 1430	210	810	1,060
湊川短期大学附属西舞子幼稚園	兵庫県神戸市垂水区南多聞台 5 丁目 8-1	60	220	203
湊川短期大学附属神陵台幼稚園	兵庫県神戸市垂水区神陵台 5 丁目 8-6	59	240	153
湊川短期大学附属北摂第一幼稚園	兵庫県三田市武庫が丘 4 丁目 10	98	300	241
湊川短期大学附属北摂中央幼稚園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	91	305	265
湊川短期大学附属北摂学園幼稚園	兵庫県三田市学園 7 丁目 1-3	45	145	128
湊川短期大学附属キッズポート保育園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	15	70	82
湊川短期大学附属ぼるとこども園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 3-1	7	19	19

注：( ) 内は専攻科



## 湊川短期大学

人を突破し、右肩上がりに増加した。2010年（平成22年）の人口は114,216人である（国勢調査）。なおニュータウン内に、市内の人口の半分以上が居住している。

本学が位置する三田市は、このように人口が急増した地域であり、三田市には一定のニーズがある。また、兵庫県内の短期大学で、瀬戸内側の大都市圏から離れた田園地域に位置する短期大学は3校のみであり、本学への通学が最も利便性が高いという地域が近隣に広がっている。こうした事情により、本学のニーズはあるといえる。



三田市の位置

(出典：<http://ja.wikipedia.org/>)

### 学生の入学動向

地域	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
兵庫	100	62.5	92	55.8	84	54.9	118	67.4	110	66.3
大阪	16	10.0	15	9.1	7	4.6	3	1.7	8	4.8
京都	19	11.9	36	21.8	32	20.9	36	20.6	27	16.3
和歌山	3	1.9	5	3.0	3	2.0	5	2.9	4	2.4
上記以外近畿	1	0.6	1	0.6	1	0.7	0	0	1	0.6
中国	8	5.0	6	3.6	17	11.1	7	4.0	11	6.6
四国	3	1.9	3	1.8	3	2.0	4	2.3	2	1.2
九州	4	2.5	1	0.6	1	0.7	2	1.1	0	0
その他	6	3.8	6	3.6	5	3.3	0	0	3	1.8
合計	160	100.1	165	99.9	153	100.2	175	100.0	166	100.0

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における3つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための 課題)	対 策	成 果
○蔵書検索システム、開館時間の延長サービスは利便性を向上させ、図書館の活用をさらに活発にさせると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館内の資料のデータベース化を完了したため、電子データとして蔵書検索可能な状態となった。</li> <li>・授業開講時は開館時間を、午後7時（冬期は6時半）まで延長するサービスを開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者・貸し出し数ともに、第三者評価の時期よりも増加しており、図書館利用の活性化が進んでいる。</li> <li>・開館時間を延長した時間帯の利用者も、月平均60名程度あり、効果が見られる。</li> </ul>
○OA 教室などはおおむね整備されているが OA 教室の空き時間は限られており、引き続きコンピュータ台数の確保と学生がいつでも使える環境確保に努力されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA 教室のコンピュータを刷新し、同時に机のレイアウトも変更することで、環境の向上を図った。</li> <li>・学生がいつでも自由に使えるコンピュータを年次計画で増やしており、現在は多目的室に13台（第三者評価時0台）、図書館に4台（第三者評価時3台）を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ利用に関する環境を向上させたことで、学生がコンピュータを利用する割合が大幅に増加している。その利用目的は、日常の授業の課題作成や卒業研究の作成、情報関連の資格取得のための学修などであり、環境を改善したことによる効果が見られた。</li> </ul>
○学生による授業評価は全ての教科について実施することが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受けて、平成19年度より、全科目で授業評価を実施した。</li> <li>・しかしその後、評価科目が多くなることによって、いわゆる学生の評価疲れなどが見られたため、現在では各教員各期に主要な2科目で評価を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的には、評価科目を絞って授業評価を実施しているが、受講者が多い中心的な科目を対象としており、また評価の期間2週間程度として、学生が連続して評価票を記入することがないように配慮して実施しているため、妥当な評価が得られていると考えられる。</li> </ul>
○卒業生の就職先への調査、進学先、卒業生から在校生へアドバイスのできる機会、また、同窓会との連携を緊密に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学科・専攻の取り組みとして、「卒業生と語る会」の実施、「研修」時に卒業生を講師として招く、附属園に勤務する卒業生を招いての交流などを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の進路に対する意識の向上につながっている。</li> <li>・こうした取り組みも相まって、進路決定率は例年90%を越えている。</li> </ul>



<p>することをさらに配慮されたい。</p>	<p>した。 ・学生課進路指導部門として、卒業生アンケートの実施、就職先訪問に取り組んでいる。</p>	
<p>○長期履修制度については、前向きに検討されたい。</p>	<p>・長期履修制度について検討したが、導入はいったん見送った。しかし2015年度より改めて導入を検討し2016年度から導入をした。しかしカリキュラム編成上の困難があり、積極的な運用には至っていない。</p>	<p>・オープンキャンパス等で説明する体制をとってはいるが、反応はあまり見られない現状となっている。</p>
<p>○事務部門の主要なところは教員が兼務していることから、事務職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）活動の取組みが望まれる。</p>	<p>・事務部門における教員兼務の状況は、ほぼ解消しており、現状では事務部門は、事務職員が担当している。 ・SD活動に関して、事務職員を各種研修に積極的に参加させており、専門性の向上を図っている。</p>	<p>・教員の事務兼務の状況が改善したことにより、本学の教育・研究環境の向上に寄与していると考えられる。</p>

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
なし		

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

なし

④評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見及びその履行状況を記述する。

なし

(6) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	短期大学の教育目的は学則に定めており、学生 便覧において公表している。 同時に、本学 web サイトにも掲載している。
2	卒業認定・学位授与の方針	学生便覧において公表している。 本学 web サイトにも掲載している。
3	教育課程編成・実施の方針	学生便覧において公表している。 本学 web サイトにも掲載している。
4	入学者受け入れの方針	本学 web サイトにおいて公開しているほか、特 に「入学者に関する受け入れ方針」に関して は、大学案内、入試要項、オープンキャンパス において公表している。
5	教育研究上の基本組織に関する こと	本学 web サイトに掲載している。
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する こと	本学 web サイトに掲載している。
7	入学者の数、収容定員及び在学する学 生の数、卒業又は修了した者の数並び に進学者数及び就職者数その他進学 及び就職等の状況に関する こと	本学 web サイトにおいて公開しているほか、特 に「入学者に関する受け入れ方針」に関して は、大学案内、入試要項、オープンキャンパス において公表している。
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する こと	シラバスにおいて公表するとともに、本学 Web サイトにも掲載している。
9	学修の成果に係る評価及び卒業又 は修了の認定に当たっての基準に 関すること	学則及び教科目履修規定に定めており、学生便 覧及び履修ガイドにおいて公表している。本学 web サイトにも掲載している。
10	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する こと	学生便覧及び履修ガイドにおいて公表してい る。本学 web サイトにも掲載している。
11	授業料、入学料その他の大学が徴 収する費用に関する こと	大学案内、入試要項、学生便覧において公表し ている。本学 web サイトにも掲載している。
12	大学が行う学生の修学、進路選択 及び心身の健康等に係る支援に関 すること	学生便覧において公表している。本学 web サイ トにも掲載している。

<https://www.minatogawa.ac.jp/college>.

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学 web サイトに掲載している。

上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください

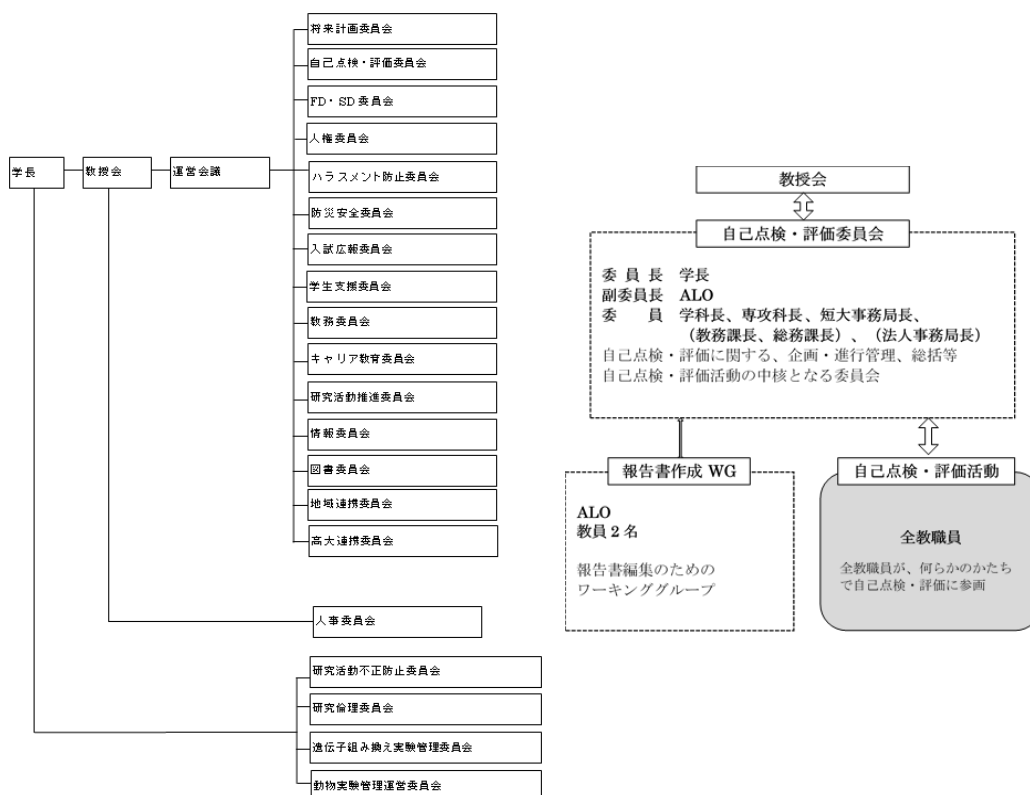
<https://www.minatogawa.ac.jp/college/public.info.edu.html>

(7) 公的資金の適正管理の状況 (平成 29 年度)

「湊川短期大学研究活動行動規範」を始めとする研究費の運用規程に添って適切に管理している。具体的には研究費の使用内容は全件について事務方で確認することで不正の抑止となっていると考える。また、研究費の管理体制そのものも文部科学省研究振興局が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン (実施基準)」に基づいて毎年見直しをしている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会 (担当者、構成員)
- 自己点検・評価の組織図 (規程は提出資料)
- 組織が機能していることの記述 (根拠を基に)
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録 (自己点検・評価を行った平成30年度を中心に)



湊川短期大学組織図と自己点検・評価の組織図

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

参考資料：湊川短期大学建学の精神

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の湊川精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする。平和を尊び、高い徳性と、健全な身体を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する。」であり、この建学の精神に基づき、教育理念を定めている。しかしながら、学則を含め既存の教育理念の表現には不備が認められたため、大幅な改定を行った。教職員が総がかりで教育の理念とすべき文言を考え、その集約を基に学則、短大の教育理念、3つのポリシーなどを改訂した。次年度には創設者の開学に至る経緯等を掘り下げる取組を始める予定である。

尚、現在における建学の精神と改定後の教育理念は法人の事項として以下のように学内外に周知を図っている。

(学内)

- ・入学式、卒業式、新入生オリエンテーション時に説明する。
- ・「学生便覧」や、学園誌「みなとがわ」を活用して、周知を図る。
- ・学内に校祖ゆかりの資料を展示した「校祖コーナー」を設置している。
- ・総合教育科目教養科目に「湊川のあゆみ」を開講し、全学生の履修を必修とし、建学の精神や学科の教育目標の周知を徹底している。

(学外)

- ・大学案内、本学 web サイト、A0 入試要項などにおいて建学の精神を紹介し周知する。

また、上述の通り、短期大学全教職員での理念の再構築を目指しており、その取り組みは、建学の精神を始めとする理念の共有を図る重要な機会となった。ただし、上で示したように、理念を掘り下げるといった課題が残っているほか、自覚を深めるための取組が今後必要である。

なお、上記に示した本学の建学の精神については、定期的な点検を行っており、平成 28 年度においては、建学の精神そのものを書き換えることは困難であったが、これを補う基本文章として短大の教育目標を 7 項目にまとめた。また上記の通り、学則を始めとする教

育理念や3つのポリシーもまた改定を行った。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

今回は自己点検・評価に含めず。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

課題①改定後の理念に関する掘り下げを行い、また、自覚を深めるための取組が必要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

参考資料：湊川短期大学の教育目標

各学科・専攻課程の教育目標および目的

各学科・専攻の学修成果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、各学科・専攻での教育・指導を通じて、次の基本的資質・能力の形成を目指すよう短期大学としての教育目標を掲げている。

- ①自分の目的に向けて前向きに努力することができる
- ②人権意識をもち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる
- ③人と協調して仕事(課題解決)に取り組むことができる
- ④地域の課題を自分のこととして受け止めることができる
- ⑤先を見通して必要な手順を組み立てることができる
- ⑥積極的に自分の考えを表現することができる
- ⑦自分の生涯のキャリア形成に関心をもっている

そして、上記に示した7項目を踏まえ、各学科・専攻課程の教育目的・目標を以下のように設定している。

**【人間生活学科】**

教育目標：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得し、それらを社会で実際に活かすことができるような人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ、自ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢を育てる。

**【人間生活学科人間健康専攻】**

教育目的：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康

に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

**【人間生活学科生活福祉専攻】**

教育目的：人権を尊重する精神を基盤に、福祉・介護に関する知識と技術を研究、修得することにより、人々の生活の意味や生きることの価値を理解し、相手の立場に立ち自立支援を行うことができる、実践力を備えた有為な福祉職の育成を目的とする。

教育目標：自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し、必要な支援をすることができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し、チームケアを実践することができる人材を育成する。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

**【幼児教育保育学科】**

教育目的：豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる。

上記の通り、各学科・専攻課程の教育目的・目標は建学の精神に基づき、時代に即応する高い知性や、高度の技術や実践力を身につけた専門職に携わる有為有能な人材を育成することを目標とし、具体的な人物像として示している。なお、これら学科・専攻課程の教育目的は、学則に定めており、学内向けには学生便覧への掲載、また、学外向けには本学 web サイトにおける掲示によって表明している。また、教育目標に関しても同様に、学生便覧および本学 web サイトへの掲載により、学内外への表明を行っている。非常勤講師に対しては、教務案内を作成し、その中で学科・専攻の教育目標を明示している。また、平成 28 年度においては全学科・専攻課程における教育目的・目標の見直しを行った。平成 29 年度においては定期的な確認にとどめている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。

- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

各学科・専攻課程において、以下の知識・技術・能力・態度を学修成果としており、その学修成果は、教育目標上では、関連箇所に括弧書きの数字で示すように対応している。なお、各学科・専攻課程の教育目標は建学の精神を反映させた「湊川短期大学の教育目標」に基づき示されたものであり、学修成果は建学の精神に基づいたものといえる。

**【人間生活学科】**

- 学修成果：1. 社会性をもち、他者と協調することができる
2. 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
  3. さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
  4. 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
  5. よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
  6. 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
  7. 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
  8. 自分のこれからの人生に対する前向きな態度を有する

教育目標：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得（2）し、それらを社会で実際に活かす（1・3）ことができるような人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ（6・7）、自ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢（4・5・8）を育てる。

**【人間生活学科人間健康専攻】**

- 学修成果：1. 仲間や集団と協調することができる
2. 医療・教育の職に求められる基礎的な知識や技能を修得し、それを実地に活かすことができる
  3. 人権意識を持ち、人と協調して課題解決に当てることができる
  4. 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
  5. 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する
  6. 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

教育目標：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得する（1・2・3）、広い視野に立ち協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する（4）、あわせて自



らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる (5・6)。

**【人間生活学科生活福祉専攻】**

学修成果：1. 人間の尊厳を理解している

2. 生活についての自らの考えをもっている
3. 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
4. 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
5. 協同して課題を解決しようとするすることができる
6. 学び続けることの必要性を理解している
7. 自らの人生について目標をもっている

教育目標：自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し (1・2)、必要な支援をすることができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し (3)、チームケアを実践することができる人材を育成する。(4・5) あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。(6・7)

**【幼児教育保育学科】**

学修成果：1. 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する

2. 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献 ができる
3. 子どもの成長・発達に向き合うことができる
4. よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
5. 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

教育目標：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する (1・2)。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度 (3)、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢 (4)、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる (5)。

各学科・専攻課程の学修成果を測定する全学的な量的・質的データとして、単位修得・GPA・免許資格取得・就職の状況、学生による授業評価アンケート、学生生活実態調査、卒業時アンケート等を利用した評価の仕組みを有している。また、各学科・専攻別にみると、人間生活学科人間健康専攻では、自己評価及び相互評価シートによる学修成果の確認、またパフォーマンスを評価するループリック、卒業生アンケートを用いており、同学科生活福祉専攻では、介護実習カルテなどから質的データを中心に測定し、特に実習での学修成果を測るために用いている。さらに、学力評価試験や国家試験合格率等でも量的なデータで学修成果を測っている。幼児教育保育学科では遊びファイル、ループリック、卒業生アンケート等による量的・質的データを用いた学修成果の測定・評価に努めている。しかし

ながら、現時点において得られたデータをどのように活用していくのかについて、学科・専攻内で確立されているとは言えない。今後、その活用方法を検討していく必要がある。

なお、各学科・専攻課程の学修成果は、学内向けには学生便覧で、学外向けには本学 web サイト上に掲載し、誰でも閲覧できるよう表明している。この学修成果の点検については、各学科・専攻課程の定例会議内にて定期的に行われており、平成 28 年度においては全学科・専攻課程で学修成果の見直しを実施した。平成 29 年度においては確認にとどめている。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

学校教育法の改正や短期大学設置基準等の改正時は、短大事務局において必要な手続きを踏み、関係法令の変更内容などを適宜確認し、教職員への周知を含め、法令順守に努めている。また、教育の質を保証する目的で、学修成果に関しては、全学科・専攻課程の会議内において確認している。しかしながら、アセスメントとしては、一部教職課程における履修カルテおよび介護福祉士関連科目における介護実習カルテを利用しているものの、全学的ではないのが現状である。今後、IR と連動しながらアセスメントの手法を全ての授業科目に適した形で整え、充実させる必要がある。

教育の向上・充実への取り組みは主として、教員個人、各学科・専攻の各段階において行っている。教員個人については担当教科において、教育内容の検討および教材研究を行い、「学生による授業評価アンケート」や授業実施ごとの学生からのコメント評価等を参考に検証、そして授業改善を行っている。各学科・専攻においては、それぞれの定例会議において、各学科・専攻独自の FD 活動やカリキュラムの見直しなどを通じ、学生理解をはかり、教育の構造について検討している。これらの検討は、改善につながり、PDCA サイクルが機能しているといえる。しかしながら、全学的レベルも含め、明確に各段階において PDCA サイクルを有しているとはいえないのが現状である。したがって、現状で行っている教員個人、各学科・専攻の取り組みを整理し、見つかった課題の解決策を次の計画へ十分に生かしながら、学修成果をふまえた実行可能で有効な PDCA サイクルのあり方を全学的に検討することが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

課題②各学科・専攻課程の教育目的・教育目標について、現在は改組を念頭に置いたワーキンググループが主導して、進められていたが、各学科・専攻で定期的に見直すシステムを構築していない。

課題③学修成果として得られたデータをどのように活用していくのかについて、学科・専

攻内で確立されているとは言えない。  
課題④全学的レベルも含め、明確に各段階において PDCA サイクルを有しているとはいえない。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>  
特になし。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

<根拠資料>

参考資料：湊川短期大学規程集「湊川短期大学自己点検・評価委員会規程」

自己点検・評価委員会レジュメおよび議事録

相互評価報告書（平成 29 年度実施）

自己点検・評価報告書（平成 29 年度実施）

平成 29 年度 FD 資料

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、「湊川短期大学自己点検・評価委員会」が、自己点検・評価を実施するための学内組織として整備されている。その位置づけや活動内容は「湊川短期大学自己点検・評価委員会規程」により示されている。委員は学長、ALO、学科長、専攻科長、総務部長（法人事務局）、短大事務局長、短大事務局課長、短大事務局主任、その他委員長が指名した者によって構成される。本組織は短期大学と法人本部の幹部職員で構成されることで、財務や法人運営にかかわる事項まで、委員自らが自己点検・評価を行うことが可能になるだけでなく、課題について各部門の代表者自らが認識することで、改善の取り組みが促進すると期待される。

なお、年度ごとに数回の自己点検・評価委員会を開催し、当該年度の自己点検・評価の内容の決定や実施、結果公表のための報告書作成などの業務を行っている。毎年この報告書を作成するための活動は全学的に取り組んでいるが、日常的に自己点検・評価を行い、それを短大の運営や教職員のスキルアップに適切につなげることが出来ているか、という視点では十分とは言えない。

また、概ね毎年、何らかの自己点検・評価報告書を発行している。前年度については、愛知学泉短期大学との相互評価を行った年であり、相互評価報告書の作成を現在行っているところである。また自己点検・評価報告書については、本学 web サイトに掲載することで公表としている。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、大まかな担当を振り分け、各学科・専攻、または委員会等で取りまとめをすることとしている。その過程において、全教職員が報告書の作成や完成された報告書の内容について確認をし、また報告書において抽出された課

題について、FDの機会を活用し、課題の解決方法について検討をしていることから、全教職員が関与しているといえる。

これまでの自己点検・評価の中で、第三者評価及び相互評価において指摘されたことや、本学において課題としたことについて、各専攻・委員会などに年度課題として提示し、取り組みを促したこともある。昨年度については、課題の抽出及び解決方法の検討までは組織的に行えているが、解決方法の実行には至っていない。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

今回は自己点検・評価に含めず。

<テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の課題>

課題⑤日常的に自己点検・評価を行い、短大の運営や教職員のスキルアップに適切につながる事が出来ているか、という視点では十分とは言えない。

課題⑥平成 28 年度においては、課題の抽出及び解決方法の検討までは組織的に行えているが、解決方法の実行には至っていない。

<テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の特記事項>

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。  
特になし
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。  
特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題①学外への建学の精神についての説明の機会として、オープンキャンパスの活用が不十分である。

<計画>建学の精神について自己点検・評価委員会の議題にあげ、検討・見直しを行った。建学の精神の変更は他の校種にもかかわることであり、短大の都合で変更の検討は困難である。そこで短大としての教育目標を設定することとした。

<進捗状況>短大としての教育目標を設定した。

課題②建学の精神についての点検・見直しから 10 年が経過している。

＜計画＞学外に対する建学の精神・大学の基本理念についてより理解されるよう、平成25年度よりオープンキャンパスでの提示、説明を行う。

＜進捗状況＞オープンキャンパスの全体説明での提示を行っている。

課題③学科・専攻課程の教育目標に学修成果を合わせて明確に示していない。

＜計画＞教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示する。

＜進捗状況＞各印刷物に教育目標と学修成果、3つのポリシー等をまとめて掲載し、オープンキャンパスでも明示するようにしている。

課題④学科・専攻課程の教育目標の学外への表明として、大学案内等の印刷物、オープンキャンパスでの説明や本学webサイトの公開がなされていない。

＜計画＞教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示する。

＜進捗状況＞各印刷物に教育目標と学修成果、3つのポリシー等をまとめて掲載し、オープンキャンパスでも明示するようにしている。

課題⑤学科会及び専攻会において、明確に教育目標を議論するには至っておらず、組織的、定期的な点検ができていない。

＜計画＞教育の向上・充実にむけ、現在行っている教員個人、学科の取り組みを整理し、学修成果をふまえた、実行可能で有効なPDCAサイクルのあり方を全学的に検討しているが、長期的な視点でのPDCAサイクルについては課題が残る。

＜進捗状況＞学科会、専攻会議において年度末には議題として挙げるようにしている。

課題⑥学修成果の質的データの測定について、人間生活学科生活福祉専攻では質的データの収集の仕組みがない。

＜計画＞質的データの収集・測定方法について検討をし、質的データの収集と活用について早期に定着させる。

＜進捗状況＞人間生活学科生活福祉専攻における学修成果の質的把握のデータの測定について研究し、成果については湊川短期大学紀要に掲載した。

課題⑦学修成果は本学webサイトに公開されていない。

＜計画＞学修成果を学内外に表明できるよう、本学webサイトに公開する。

＜進捗状況＞本学webサイトに公開をしている。

課題⑧学修成果の表明の機会が整備されていない。

＜計画＞教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示する。

＜進捗状況＞各種印刷物だけでなく、授業においてもたびたび学修成果を提示するよう、工夫をしている。

課題⑨学修成果を焦点とする査定の手法が確立していない。

＜計画＞教育の向上・充実にむけ、現在行っている教員個人、学科の取り組みを整理し、学修成果をふまえた、実行可能で有効なPDCAサイクルのあり方を全学的に検討しているが、長期的な視点でのPDCAサイクルについては課題が残る。

＜進捗状況＞IR委員会が立ち上がり、今後、学修成果のアセスメントについて具体的な方法を検討する。

課題⑩学修成果をふまえた PDCA サイクルが確立していない。

<計画>教育の向上・充実にむけ、現在行っている教員個人、学科の取り組みを整理し、学修成果をふまえた、実行可能で有効な PDCA サイクルのあり方を全学的に検討しているが、長期的な視点での PDCA サイクルについては課題が残る。

<進捗状況> IR において収集された学修成果に関するデータを基に、見直しをする PDCA サイクルの確立を目指す。

課題⑪日常的な自己点検・評価について、現在定期的に収集している基礎資料を活用できていない。

<計画>定期的な自己点検・評価に反映させることをめざし、現在定期的に収集している基礎資料を組織的に活用して日常的な自己点検・評価を実施するためのシステム構築を検討するために、IR 委員会を設置する。

<進捗状況> IR 委員会を設置した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題①短期大学として、建学の精神の理念を掘り下げ、全教職員が建学の精神の理念をより深いレベルで自覚するような取り組みを継続して行う。

課題②各学科・専攻課程において教育目的・目標を定期的に見直すサイクルを決定し、それを確実に実行できるよう IR 委員会等と連携して実施する。

課題③学修成果として得られたデータを各学科・専攻課程にフィードバックし、3 つのポリシー及びアセスメントポリシーに基づき、各学科・専攻課程で決定した時機に定期的な見直しをする。

課題④教授会や学科会、各種委員会等において、責任をもって PDCA サイクルをまわす。

課題⑤日常的に自己点検・評価を行い、短大の運営や教職員のスキルアップに適切につながる事が出来ているか、という視点では十分とは言えない。

課題⑥平成 28 年度においては、課題の抽出及び解決方法の検討までは組織的に行えているが、解決方法の実行には至っていない。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

根拠資料：学生便覧 2017 pp36 学則第 23 条（卒業要件）、第 24 条（資格の取得）、第 25 条（卒業の認定及び学位）、第 14 条（単位修得の認定）、第 16 条（単位修得の受験資格）、第 18 条（学修の評価）等は学生便覧 2017 pp92～94 教科目履修規程は学生便覧 2017pp99～100 などの記載

卒業認定時の履修単位数及び各期の成績表の履修記録(教務資料)

資格試験合格者数(教務資料)、幼稚園教諭・養護教諭免許取得者数(教務資料・

本学 web サイト <https://www.minatogawa.ac.jp/> など、大学案内、入試要項、入試判定資料および議事録、学生募集要項、A0 入試ガイドなど、カリキュラムマップ（本学ウェブサイト内）、資格試験合格者数、養護教諭免許取得者数、入学者数と卒業者数、就職先一覧、求める介護福祉士像（テキスト『介護の基本Ⅱ』）、長期履修学生規定、成績表モデル、実習記録用紙、履修カルテ、成績評価表、教育実習評価票、臨床実習評価

## [区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

人間生活学科の学位授与の方針は、2 専攻にまたがる学位授与の方針であるため、卒業要件を包括的に示したものとなっており、卒業要件や資格取得要件、成績評価基準等に具体的に示すものとはなっていない。なお、成績評価の基準と学位以外の資格取得の要件は、教科目履修規程や学則等で示している。人間生活学科人間健康専攻の学位授与の方針は、成績の評価の基準、資格取得の要件を学則や学生便覧・履修ガイド等で明確に示している。

同学科生活福祉専攻の学位授与の方針は、卒業の要件、成績の評価の基準、資格取得の要件を学則や学生便覧・履修ガイド等で明確に示している。卒業判定会議にて卒業に必要な単位数、資格取得に必要な単位数を個人レベルで記したものをを用いて、確認・判定している。



幼児教育保育学科の学位授与の方針では、卒業の要件および学位取得の要件を明確に示している。また、卒業要件、成績の評価の基準、資格取得の要件を学則や学生便覧・履修ガイド等で明確に示している。（一方、成績評価の基準と学位以外の資格取得の要件は示されていない。）

人間生活学科の学位授与の方針は、学修成果に対応したものと定め、学則上の規定として以下のように示されている。

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・介護福祉学）の学位を授与する。

- ①学科の教育課程を修了して得た専門的知識・技術を実践的場面で活かすことができる
- ②人権尊重の意識をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向って前向きに努力することができる
- ③人とコミュニケーションをとり、協調して活動することができる
- ④地域社会の課題を自分のことと受け止め、課題解決に向けて努力することができる

同学科の卒業の認定については、次のように規定されている。（平成 28 年度 3 月改訂）  
「第 25 条 第 23 条の資格を有する者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。2 卒業を認定された者には、短期大学士の学位を授与する。」

以上に基づく人間生活学科人間健康専攻の学位授与の方針は、以下の通りである。

学則に規定する卒業要件を満たし、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。

- ①心身の健康に関する専門的知識や技術・技能を修得する
- ②人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる
- ③人と協調して課題解決できる能力を身につける
- ④地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる

同学科生活福祉専攻の学位記授与の方針は、学則に規定されている。学生便覧に学則を掲載しており、第 5 章に「履修の方法、学修の評価、課程修了の認定および卒業」として次のように記されている。

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する。

- ①福祉、介護に関する専門的知識や技術・技能を修得する
- ②福祉、介護に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる

- ③互いにかけてえのない存在であるという人間観をもち、よりよい生活を追求することができる
- ④人間の生活を科学的に考察することによって、課題解決のためのよりよい支援方法を見出すことができる
- ⑤エビデンスを基に、協同して地域での人々の生活を向上させることができる

幼児教育保育学科の学位授与の方針は、学則上の規定として以下のように示されている。  
(平成 28 年度 3 月改訂)

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士(幼児教育保育学)の学位を授与する。

- ①幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術・技能を修得する
- ②幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と共同して地域の幼児教育・保育を支えることができる
- ③一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる
- ⑤自分のこれからの人生の展望を前向きに探求することができる

人間生活学科人間健康専攻及び生活福祉専攻、幼児教育保育学科の学位授与の方針は、  
本学 web サイト、学生便覧に掲載し、広く学内外に表明している。

人間生活学科及び同学科人間健康専攻・生活福祉専攻、幼児教育保育学科の学位授与の方針は、  
文部科学省の掲げる『各専攻分野を通じて培う「学士力」』、経済産業省が提唱する社会人基礎力、  
OECD(経済開発協力機構)の提唱するキーコンピテンシーや中央教育審議会答申とつながる内容になっており、  
社会的(国際的)に通用するものである。

人間生活学科の学位授与の方針は、平成 27 年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」  
に沿って見直しを行い、平成 28 年度末には新たに従来の 3 項目のものから 5 項目のものへとリニューアルした。  
人間生活学科人間健康専攻の学位授与の方針は、必要に応じて定期的に行われる専攻会で議論されている。  
また、自己点検・評価委員によって定期的に点検されている。同学科生活福祉専攻においても学位授与の方針を定期的に点検しており、平成 28 年には専攻間の表現や文字数などバランスが保たれるように、  
アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて見直しを行った。

幼児教育保育学科の学位授与の方針は、平成 27 年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」  
に沿って見直しを行ったものである。平成 28 年度末には新たに従来の 3 項目のものから 5 項目のものへとリニューアルしており、学位授与の方針を定期的に点検するよう努めている。  
上記の見直しは期間を定めておらず、文部科学省や厚生労働省からのカリキュラム見直しや再課程認定等のタイミングで行われている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
  - ① 学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
  - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
  - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
  - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

人間生活学科においては、学位授与の方針に基づき、以下のように教育課程編成・実施の方針を策定している。

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
- ② 各専攻の専門性に応じて専門科目および学外実習を設置する
- ③ 地域社会に貢献することができるよう、コミュニケーション、協調性、課題発見、課題解決への取組などの能力を育成する、地域創造関連科目を設置する

この方針に基づき、各専攻においてそれぞれのカリキュラムポリシーと策定し、それに基づいた教育課程を展開している。人間生活学科人間健康専攻の教育課程・実施の方針は、学位授与の方針に対応しており、次の通りとなっている。

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
- ② 人の健康に関する専門的知識および技術を身につけることができる、専門科目を設置する
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、地域創造関連科目を設置する
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけでなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる

以上の方針に基づいた教育課程が展開・実施されている。

同学科生活福祉専攻の教育課程・実施の方針は、学位記授与の方針に対応している。次

の通りとなっている。

- ①幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
- ②エビデンスに基づいた支援に必要な知識・技術を修得するために、専門科目を設置する
- ③全人的人間観をもち、他者と協同しながら対象者の自立支援を行うことができるよう学外実習を設置する
- ④地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、地域創造関連科目を設置する
- ⑤学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる

以上の方針に基づいた教育課程が展開・実施されている。なお、カリキュラムは介護福祉士養成に必要な科目で構成されているため、資格取得のためには必須となっている。また湊川短期大学の教育目標に沿った科目を必要単位数選択することになっている。

幼児教育保育学科においては、学位授与の方針に基づき、以下のように教育課程編成・実施の方針を策定している。

- ①幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
- ②幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身につけるため、専門科目を設置する
- ③学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
- ④地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるようキャリア創造コース関連科目を設置する
- ⑤学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる

以上の方針に基づいた教育課程が展開・実施されている。

各学科・専攻においては、学修成果に対応した分かりやすい授業科目が編成されている。人間生活学科人間健康専攻の授業科目は、一般的な教養や社会性の習得および汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、養護教諭・医療秘書事務・食育のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目に大別される。養護教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づいて編成している。医療秘書事務および食育のスペシャリストとしての専門的知識および技術を身につけるための専門教育科目は各協会等が定める基準に基づいて編成している。これらの科目については履修ガイドにおいて区分を示している。同学科生活福祉専攻においても学修成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。必須科目、選択科目とも

に、学科の学修成果、専攻の学修成果につながる科目となっている。

幼児教育保育学科においては、人間生活学科同様に一般的な教養や社会性の習得および汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、幼児教育・保育のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目を設定している。幼稚園教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づいて編成している。また、保育士についても同様に厚生労働省が定める基準に基づいて編成している。

各学科・専攻における成績評価は、シラバスに示されている単位認定の方法及び基準に基づき、科目担当教員により評価されている。学科・専攻からは各教員に向け、シラバスに示した基準を厳格に適用するよう求めている。各学生の成績は学科教員が閲覧できるようになっている。また、学期ごとに教務課により示される専攻の学生全員のGPA値を専攻会において確認する。このような仕組みで成績評価がなされているため、厳格な適用がなされていると評価できる。また生活福祉専攻の成績評価は複数担当科目があることで、評価基準に基づき、客観的であるか慎重に議論されるため、透明性の高い評価であり、日頃の指導教育にも反映されている。

シラバスの項目は、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「授業外学修（予習復習）の内容・時間」、「授業時間数」、「単位認定の方法及び基準」、「使用テキスト・参考書等」のほか、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の内容の概要」、「学生へのフィードバック」等となっており、必要な事項が明示されている。各項目の記載について、年度始まりの前にシラバスチェックし、記入漏れに対して追記・修正依頼をしている。

教育課程編成・実施の方針に沿うために、開講科目には最適な人材を当てるようになっている。その判断には、提出される個人調書の個人履歴や研究業績から検討され、それぞれの専門領域に適合する教員配置がおこなわれている。特に養護教諭二種免許の取得を目指す学生に関する専門教育科目には中学校・高等学校教員免許状や養護教諭免許状を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。介護福祉士養成においては、厚生労働省の基準に基づき、介護福祉士・看護師免許をもつ教員を配置し、現場での実践経験を踏まえた専門教育の強化を図っている。また、幼稚園、保育所、施設に進路を目指す学生に関する専門教育科目には幼稚園教諭免許状・保育士資格を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。

人間生活学科の教育課程の実施はカリキュラムポリシーに順じて行われているが、教育の場において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な時は、学科長からはもちろんのことであるが、それぞれの問題意識を持った各教員より発議され、月1回定期的に行われる学科会や臨時の学科会で議論される。人間生活学科人間健康専攻の教育課程の実施はカリキュラムポリシーに順じて行われているが、見直しが必要な際は定期的に行われる専攻会で議論される。特に専門基礎Ⅰ・Ⅱにおいては、本専攻の学修成果として掲げている仲間や集団との協調や、人と協調して課題解決にあたるといった力の獲得に向けて、その内容や体制の見直しを毎年行っている。このようにカリキュラムポリシーによって実施された結果、その学修成果を吟味しその評価結果を教育課程編成・実施の方針へフィードバックさせながら定期的な見直しの実施に努めてい

る。同学科生活福祉専攻の教育課程の見直しは定期的に行われている。毎年、年度替わり1月～3月の専攻会において、時間割、カリキュラム、担当者などについて協議をし、必要な修正を行っている。

幼児教育保育学科の教育課程の実施はカリキュラムポリシーに順じて行われているが、教育の場において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性的変化により教育内容の見直しが必要な場合は、学科長からはもちろんであるが、問題意識を持った各教員より発議され、月1回定期的に行われる学科会で議論される。例を挙げると、総合教育科目の関連科目として位置づけられている専門基礎Ⅰ・Ⅱにおいては、本学科の学修成果として掲げている社会人として求められる礼儀や社会性、幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や技術、仲間と共によりよい幼児教育・保育の実現を目指すことができる力の獲得に向け、その内容や体制の見直しを毎年行っている。また、ピアノ初心者のピアノに対する不安を取り除き、音楽の基礎的能力を身につけるための新教科として音楽基礎を開講し、初心者の一斉指導を行うことで、個人レッスンへのスムーズな移行や早期での弾き歌い技術の獲得を目指している。このようにカリキュラムポリシーによって実施された結果、その学修成果を吟味しその評価結果を教育課程編成・実施の方針へフィードバックさせながら定期的な見直しの実施に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

各学科・専攻とも「入学者受け入れの方針」を明確に示している。2016年度に各学科・専攻とも「入学者受け入れの方針」を見直し、受け入れる学生に学力の3要素についてどのような学修成果を求めるかを明らかにしている。

【人間生活学科】アドミッションポリシー 求める学生像

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科の学生として受け入れる。

- ①自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもち
- ②医療・福祉・教育について学修した知識・技術を、地域社会で活かそうとする意欲をもち
- ③医療・福祉・教育関係の仕事に就くという目標をもち、目標達成のためにくじけず学ぼうとする意志をもち
- ④人々の生活に関心をもち、より豊かな生活を実現するために自分に何ができるかについて、探究する意欲をもち
- ⑤学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている

【人間健康専攻】アドミッションポリシー 求める学生像

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人

間健康専攻の学生として受け入れる。

- ①自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ
- ②人の健康に関する課題に関心をもち、地域や社会に貢献しようとする意志をもつ
- ③自らの目標に向けて、計画的・前向きにものごとに取り組むことができる
- ④専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている

**【生活福祉専攻】アドミッションポリシー 求める学生像**

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を生活福祉専攻の学生として受け入れる。

- ①福祉について興味関心があり、専門的な知識と技術を身につけることに意欲をもつ
- ②自らを社会で生かそうという意欲をもつ
- ③自己を高める努力をしようとする
- ④積極的に他者と交流し、共に学ぼうとする意欲をもつ
- ⑤専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている

**【幼児教育保育学科】アドミッションポリシー 求める学生像**

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を幼児教育保育学科の学生として受け入れる。

- ①心豊かであたたかな感性をもち、仲間とのつながりを大切にすることができる
- ②幼児教育・保育の職に就きたいという目標をもち、その目標を達成するためにくじけることなく学ぼうとする意志をもつ
- ③子どもにかかわることが好きで、子どもの可能性を信じていることができる
- ④学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている

2016年度に「入学者受け入れの方針」を見直し、明らかにした。引き続き「学力の3要素」をより効果的に評価するための方法で、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示せるよう入学者選抜の改定を行った。そのため、入学者受け入れの方針が、入学前の学修成果の把握・評価を示しているかどうかについては、今後の学修成果の調査が必要である。

入学者選抜の方法の改定を行い、見直された「入学者受け入れの方針」を踏まえ、「学力の3要素」を多面的に、総合的に評価する入学者選抜として改定した。2019（平成31年度）の入学者選抜から入学者の受け入れの方針に対応するべく、進めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

人間生活学科の学修成果には具体性があり、医療・福祉・教育の場において必要とされ

る専門的な知識・技術を習得し、変化する社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、次の学修成果の獲得をめざしている。

- ①社会性をもち、他者と協調することができる
- ②医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- ③さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- ⑤よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- ⑧自分のこれからの人生に対する前向きな態度を有する

人間生活学科人間健康専攻では、生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を習得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てることを教育目標に掲げ、次の6点の学修成果の獲得を目指している。

- ①仲間や集団と強調することができる。
- ②医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを実施に活かすことができる
- ③人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ④支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- ⑤自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- ⑥地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

資格取得に必要な科目を選択し、段階的に履修できるようにカリキュラムが編成され、科目はカリキュラムマップにまとめ可視化しており、学修成果には具体性がある。

同学科生活福祉専攻の教育課程の学修成果には具体性があり、以下の知識・技術・能力・態度を学修成果とする。

- ①人間の尊厳を理解している
- ②生活についての自らの考えを持っている
- ③対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- ④社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- ⑤共同して課題を解決しようすることができる
- ⑥学び続けることの必要性を理解している
- ⑦自らの人生について目標を持っている

上記は厚生労働省が具体的に示している、介護福祉士の「資格取得時の達成目標・卒業



時の到達目標」にも準拠している。学内での学修成果を測っているため具体的である。

幼児教育保育学科では、幼児教育・保育の場において必要とされる専門的な知識・技術を習得し、変化する社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、次の5点の学修成果の獲得をめざしている。

- ①地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する。
- ②仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる。
- ③子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

また、資格の取得に要する科目を選択し、履修できるように段階的に編成されているため、学修成果に具体性がある。

人間生活学科では、入学から卒業までの2年間の教育課程を履修した多くの学生は、学修成果を獲得し卒業していく。また、それが社会的にも認められ、9割以上の学生が医療・福祉・教育の職に就き、専門職として就業している。これらのことから教育課程の学修成果の達成は可能である。人間生活学科人間健康専攻において、2年間の教育課程は、学修成果の獲得を目指し、基礎知識・技術の理解・修得をし、その上に応用的知識・実践的技術を習得できるように配列されている。これらの教育課程に基づいて段階的に学修し、資格取得し卒業している。養護教諭免許取得希望学生は履修カルテを用いて学修成果の達成状況を確認している。学修成果の達成が可能になるよう、成績発表時に面談を行い、助言指導を行っている。また、教員が情報を共有し、連携して学生指導を行うことにより、学生は学修を進めることが可能になっている。一部の学生で、健康状態の不安定さや学修意欲低下等の課題等により学修が進められなくなることがある。このような場合には、教員が面談指導を随時行い、課題を整理し、進路変更・コース変更を行うことが有る。卒業時、学生はほぼ目指す資格・免許を取得し、学生は取得した免許・資格を生かして就職している。卒業時に希望する資格取得ができない場合は、科目等履修生として学修を進め、必要単位取得後、就職している。

同学科生活福祉専攻の教育課程の学修成果は達成可能である。介護福祉士養成の教育カリキュラムに準拠した科目群を設定しているため、学修成果は達成可能なものになっている。また学生からの聴き取りにおいても、当てはまる科目が明確で達成出きている実感もあるという声もある。

幼児教育保育学科では、入学から卒業までの2年間の教育課程を履修した多くの学生は、学修成果を獲得し卒業する。また、それが社会的にも認められ、9割以上の学生が保育・福祉の職に就き、専門職として就業している。これらのことから教育課程の学修成果の達成は可能である。

人間生活学科2年間の教育課程は定められた学修成果獲得をめざし、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身に付くように配列されている。それらはカリキュラムマップとして、カリキュラム全体を通して育成する力、身に付くスキルを可視化し明らかにしている。加えて、学校や病院・施設等との連携や短大教員間の連携を

通して、学修成果定着へ向けての教育・指導体制を執っている。そこで本学科教育課程を2年間受けた多くの学生にとって、学修成果の獲得は十分に可能である。また、平成28年度より長期履修制度の導入によって、個人のペースに合わせて履修し、学修を進めることが可能となった。

人間生活学科人間健康専攻の2年間の教育課程は、学修成果の獲得を目指し、基礎知識・技術の理解・修得をし、その上に応用的知識・実践的技術を習得できるように配列されている。これらの教育課程に基づいて段階的に学修している。医療秘書事務系資格・コンピュータ技能・食育系資格は基礎資格から応用資格へ順に受験できるように科目を配置し、受験対策講座を開講し、取得できるようにしている。養護教諭免許は2年生前期に学外実習を組み、実習に向けて学内での事前学修及び事後学修を行い、実習している。このように教育課程の学修成果は2年間の一定期間内に取得可能である。さらに、養護教諭免許取得希望学生は履修カルテを用いて学修成果の達成状況を確認し、学修成果の達成が可能になるよう、随時、助言指導を行っている。養護教諭免許取得を目指す学生で、健康状態や学修意欲の課題等により学修が進められなくなった場合には、教員が面談指導を随時行い、コース変更を行うことも有る。同学科生活福祉専攻の教育課程の学修成果は一定期間(2年間)内で獲得可能である。学修成果は学内の授業、学外の実習を繰り返すことにより、成果が獲得できるものになっている。特に実習後は成果の確認にもつながる、振り返りと報告会を行うことにより、自覚もできる。

幼児教育保育学科では、2年間の教育課程は学修成果獲得をめざし、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身に付くようにと配列されている。それらはカリキュラムマップとして、カリキュラム全体を通して育成できる力、身に付くスキルを可視化し明らかにしている。加えて、附属幼稚園・附属保育所の緊密な連携、また実習先の幼稚園・保育所・施設等との連携や短大教員間の連携・共同授業等を通して、上記学修成果定着へ向けての教育・指導体制を執っている。そこで本学科教育課程を2年間真面目に受けた多くの学生においては、上記学修成果の獲得は十分に可能である。また、平成28年度より長期履修制度の導入によって、個人のペースに合わせて履修し、学修を進めることが可能となった。

社会人としての資質獲得と医療・福祉・教育の専門職としての資質獲得をめざす人間生活学科の教育課程の学修成果は、短期大学卒業時において、「短期大学士(人間生活学・介護福祉学)」の学位が授与されるとともに、専門的スキルや能力は社会的に認められている。養護教諭2種免許や介護福祉士などの免許・資格を取得することにより、さらにそのスキルや能力が認められている。

人間生活学科人間健康専攻では、社会人としての資質獲得と教育・医療秘書事務の各専門職としての資質獲得を目指す教育課程の学修成果として、短期大学卒業時に「短期大学士」の学位が授与される。また、「養護教諭二種免許状」、「医療秘書事務系資格合格証」をそれぞれ取得し、教育・医療の職場へ就職し、社会貢献している。課題は、転職後の就労状況が完全には把握できていないことであり、就職後の学修成果の追跡的評価は不十分である。

同学科生活福祉専攻の教育課程の学修成果は実際的な価値がある。学修成果は介護福祉士に必要な知識・技術の基本を身につけるためのカリキュラムで構成されている。また、

福祉の社会的意義や必要性を理解することで、職業の価値を認識し、動機づけが明確になる。基盤を身につけ実務に就くことができるため十分に価値がある。その証明として「短期大学士（介護福祉学）」の学位が授与され、介護福祉士国家試験受験資格が付与される。課題として残るのは、学生自身がその学修成果の価値を自ら言語化できるようになることである。

社会人としての資質獲得と幼児教育・保育の専門職としての資質獲得をめざす幼児教育保育学科の教育課程の学修成果は、短期大学卒業時において、「短期大学士（幼児教育保育学）」の学位が授与されるとともに、社会的に認められている「幼稚園教諭二種免許状」の取得、「保育士資格」（国家資格）の取得として結実する。多くの学生がこれらの公的資格を取得し、実社会においてこの資格をもって幼稚園教諭・保育士・施設職員等、幼児教育にかかわる専門職に就き社会に貢献している。

人間生活学科の学修成果の測定は、学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位取得状況とそれを5段階に数値化したGPA数値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。また、各種実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すもので、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性の理解について1年次と2年次において自己評価を行っている。

人間生活学科人間健康専攻では、各科目の単位認定における成績評価方法を各シラバスに明記し、それに従って成績評価をし、秀・優・良・可・不可の判定をする。さらに、GPA値（5段階評価）を実施し、各期のGPA値および累積GPA値を成績表に表している。また、養護教諭二種免許状取得を目指す学生は、教育課程において、養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、1年次と2年次に自己評価を行っており、教育実習・臨床実習における実習評価と合わせて、学修成果を示すものとしている。医療秘書事務コンピュータ系の資格免許を取得する学生は、資格認定機関の実施する試験の可否によって、学修成果を測定している。

同学科生活福祉専攻の教育課程の学修成果は測定可能である。各期の自己課題、実習評価など、度々自己評価を繰り返している。実習評価では同じ指標を用いて教員、実習指導者などからも評価を受けながら確認しているため、学生本人、教員共に測定が明確である。現在行っている自己、他者評価を学修成果そのもので行うことも検討したい。

幼児教育保育科では、学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位取得状況とそれを5段階に数値化したGPA数値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。幼稚園実習・保育所実習・施設実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すもので、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては幼稚園教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性・保育技術の理解について1年次と2年次において自己評価を行っている。保育実習についても、実習担当の教員記述の実習訪問報告書を用いて保育実習における学生の学修成果の測定が可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

継続的な求人が来ている就職先とは、事業所とのやり取りの中でキャリア教育センターの職員が情報交換を行っている。また実習巡回時に教員が情報収集を行い、それをキャリア教育センターにフィードバックすることもある。

また、過去3年間の卒業生の就職先事業所へアンケート調査を実施した。そこでの評価は、「チームワークを乱すことがない」「まじめで我慢強いが、柔軟性・自律性・行動力に難がある」「言われたことは頑張れるが、状況を判断し、主体的に行動する力が乏しい」との結果であった。これらの結果を基に、返事の的確さや自分自身の意見を述べることができる、他人の意見を聞くことができる等の対応能力向上の必要性をキャリアデザインの授業に反映させるなどして、学修成果の点検に活用をしている。学生自身がキャリアデザインの成果を自己評価する指導にも取り組んでいる。また調査結果および学生の自己評価については、キャリア教育委員を通じて、各学科・専攻へ報告している。

卒業生の進路先からの評価の聴取は、実習先である場合は学科専攻で共有されているが、その他はできておらず、教務としての把握はできていない。そのため、学修成果の点検に活用できていないのが現状である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

課題⑦アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの検討を適切に行っており、教育課程は概ね適切に策定、運用されていると考えられる。教育評価面について、測定方法などのさらなる検討が必要である。学位授与の方針の見直しは期間を定めておらず、文部科学省や厚生労働省からのカリキュラム見直しや再課程認定等のタイミングで行われている。

課題⑧入学者選抜を含めた各学科・専攻課程で対応する学修成果を測定する仕組みや方法論の確立し、入学前の学修成果の把握・評価を明確にする必要がある。

課題⑨「入学者受け入れの方針」に対して、各学科・専攻課程での対応する学修成果を測定する仕組みや方法論の確立が求められる。特に学生の学修成果に対応しているといえず、今後は「入学者受け入れの方針」だけでなく、「教育目標」「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた学修成果を多面的、総合的に判断し、教育改善につなげる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学独自の取り組みとして、茶道教育、地域創造に関連する科目の設置を行っている。両方ともアクティブ・ラーニングとして展開する授業科目であるが、その成果を他の教科とどのように結びつけるかが課題である。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

学科会議事録、専攻会議事録、学生便覧、本学ウェブサイト、シラバス、授業最終テスト、履修ガイド、授業評価アンケート集計結果、コメントシート、担当者間の授業打ち合わせ記録、シラバスチェック時のリスト、教務案内、FD/SD 実施計画・配布資料、教授会卒業判定資料、学生個別面談記録、オリエンテーション資料、基礎学力向上ファイル、学園誌「みなとがわ」、卒業式次第、キャンパスマップ・学舎配置図、長期履修学生規程、科目等履修生に関する規程、聴講生に関する規程、学生のボランティアレポート、地域連携センター登録ボランティア名簿、新聞報道記事、キャリア教育センター規程、キャリアガイダンス資料、学生募集要項、受験希望者問い合わせ記録、入試広報委員会議事録、教授会議事録、入試判定教授会議事録、入試実施要領、入学前事前課題（各学科専攻）、送付資料一式、オリエンテーション資料一式

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
  - ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
  - ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
  - ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑦ 教員はFD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
  - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ④ 事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
  - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

人間生活学科のディプロマポリシーに対応した成績評価基準を各専攻において確認しながら、学修成果を評価しており、それらは各専攻において確認されたのち、学科会において学位記の授与において課題のあるものについては検討され、各専攻において最終的な判断がなされている。人間生活学科人間健康専攻の授業科目は、シラバスに示されている「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員により評価されている。シラバスは学科長や専攻主任とともに教務委員会がチェックしており、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようにしている。同学科生活福祉専攻では学位授与の方針を踏まえ、各教員が評価を行なっている。複数の教員が担当する場合も、学位授与の方針を念頭に置き、判定のための合議を行なう。具体的には、シラバスに示す「単位認定の方法及び基準」に従って評価を行う。幼児教育保育学科では授業科目は、シラバスに示されている「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員により評価されている。シラバスは学科長や学科主任がチェックしているため、成績評価基準が学位授与の方針から大きく乖離することは避けられている。

人間生活学科では各専攻において、チューターや科目担当者等が情報共有をしながら、学生の学修成果の獲得状況については把握をしており、具体的にはそれぞれの専攻会議等で共有をされている。学科においては、特に問題があると思われる学生の学籍異動に関わるような案件については時間をかけて共有をしている。それ以外については、各専攻においての判断を尊重している。人間生活学科人間健康専攻教員は担当科目の授業等を実施し、日々の講義・演習や成績評価をする中で、担当する科目における学修成果の獲得状況を把握している。個々の学生の全体的な学修成果については、クラスごとに配置されているチューター教員が把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。また、学修における問題がある学生については、専攻などで情報を共有することで、学修成果の獲得状況を把握している。

同学科生活福祉専攻では学修成果の獲得状況をテスト等で確認するとともに、受講している様子、さらには授業の後の変化なども踏まえ、さらに授業終了時に声をかけるなどして学修成果の獲得状況を確認することに努めている。

幼児教育保育学科教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当する科目における学修成果の獲得状況を把握している。また、個々の学生の全体的な学修成果については、クラスごとに配置されているチューター教員が把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。さらに、学修における問題がある学生については、学科会などで情報を共有することで、学修成果の獲得状況を把握している。

学生による授業評価は、毎学期、各教員の担当科目 2 科目以上で実施するよう制度化されている。2017 年度は評価項目や 5 段階評価を 4 段階に見直す等、より学生にフィードバックが行えるような内容に改善した。なお、学生の記入した評価シートは授業担当者の目

に触れることなく、学生代表者から教務学生課に手渡され、客観性が保持されるものとなっている。

学生による授業評価の結果は、教務学生課による集計及び分析の後、各教員にフィードバックされる。また、教員は集計結果に対してコメントシートを提出するよう求められる。コメントを記入することで現状の認識と改善が必要な部分の認識を行えるようになっている。

人間生活学科では科目における授業評価は各専攻において、それぞれの教員の担当科目2科目を各自で選び、それを短大事務局に報告し、授業評価実施後、評価結果を各教員において確認し、各々において授業改善に資するように教授会等で依頼をしている。これらに基づいて授業改善を図っていると理解している。人間生活学科人間健康専攻教員は、学生による授業評価の結果に対するコメントを書く中で、授業改善の方向を考えることができる。この過程を経ることで、次年度以降の改善に授業評価の結果を活用している。

同学科生活福祉専攻教員は、授業評価アンケートの結果を真摯に受け止め、授業の改善に努めている。また、学生による授業評価は、アンケートだけではない。学生の受講態度なども授業の評価を如実に物語っている。他授業での受講態度などを確認することによって、授業の改善に努めている。

幼児教育保育学科教員は、学生による授業評価の結果に対するコメントを書く中で、授業改善の方向性を考えることができる。このことは、次年度以降の改善につながっていると考えられる。

人間生活学科の各科目における担当者間の調整等については、各専攻内で検討され、実施されている。これにより一定程度の教授内容の整理、科目間の連動、学ぶべき内容の方向性の統一などがなされている。またシラバス作成時においても、3つのポリシーをもとに作成を依頼することから、その内容を専攻主任などが確認をし、調整を行っている。人間生活学科人間健康専攻の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。関連する科目間においても、それぞれの担当者が連携することによって、学生が他分野を含む大きな視野で課題を見つめられるよう、効果的な講義・演習の展開に努めている。

同学科生活福祉専攻では特に「介護の基本」「生活支援技術」について、担当教員同士で授業内容の調整を行い、授業内容に不足が生じたり、内容が重複したりしないように注意している。また、他科目で教授された関連する内容について、授業において確認を行なっている。

幼児教育保育学科の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。自分の担当する授業に関連する科目については、シラバスの内容を確認することや、関連科目担当の教員と直接相談することで、意思の疎通、協力・調整を行っている。

人間生活学科は、以前は学科単位でのFD活動を行っていたこともあったが、様々な事情から実施が困難となり、現在は2年ほど実施できていない状況にある。しかしながら以前は十分にできていなかった大学全体でのFDを実施しているため、この中で授業・教育方法の改善について、様々な情報を得て各教員が授業評価による改善と合わせて実践をしている。同学科生活福祉専攻では専攻独自の研修は実施していないが、平成29年度は特に、優

れた授業を行なっている教員に、授業内容、方法、工夫している点などをレクチャーしてもらい、「方法の改善」という小手先のことだけでなく、教育に賭ける思いを伺うことができ、大いに参考になった。幼児教育保育学科は大学全体のFD活動において、各学科より代表者が授業や教育方法についての発表を行っている。これにより教員の授業や教育方法に関する改善の一助となっている。

人間生活学科では学科会において、学生の卒業に関する情報の共有をし、卒業が困難な学生の学修成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、大まかな確認をしている。詳細については各専攻において検討され、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数、就職決定状況等を把握している。人間生活学科人間健康専攻教員は、学生の学修成果の取得状況を把握することで、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行うことができる。専攻会において、教育目標の達成状況について議論することを心がけている。専攻会や教授会などにおいて、卒業する学生の単位取得状況、資格取得状況、卒業後の進路について情報提供があるため、教員は学生の学修成果の取得状況を把握することが可能で、専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価をしている。同学科生活福祉専攻では、年度末に反省会を行ない、教育目的・目標の達成状況を大きな視点から評価し、次年度の課題を抽出している。

幼児教育保育学科教員は、学生の学修成果の取得状況を把握することで、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行うことができる。教授会などにおいて、卒業する学生の単位取得状況、資格取得状況、卒業後の進路について情報提供があるため、教員は学生の学修成果の取得状況を把握することが可能で、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価することができている。

人間生活学科の各教員はカリキュラムや資格取得に必要な科目など、必要な情報を持っており、資料を示しながら学生に指導することができる。入学直後のオリエンテーションにおいても履修指導を行い、授業開始後においても、卒業に至るまでの各種の資格の取得について学生の意向を確認しながら必要な指導を行っている。1年生については各チューターが主になり、2年生では卒業研究担当者がチューターとなって、卒業及び就職などについての必要な指導を行っている。人間生活学科人間健康専攻では、科目の履修に困難を覚える学生には、科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター教員や卒業研究のゼミ担当者が相談に乗り、適切なアドバイスを与えている。これらの学生の状況は専攻会で報告され、専攻教員間で共有している。

同学科生活福祉専攻では入学時の履修登録の際に、全教員と2年生で履修登録支援を行なっている。履修登録の際に、教員は学生からのどのような質問にも対応できるように十分な準備を行っている。また、チューター制をとり、卒業に向けた履修相談も行っている。

幼児教育保育学科では、科目の履修に困難を覚える学生には、科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター教員も相談に乗り、的確なアドバイスを与えている。これらの学生の状況は学科会で報告され、学科教員間で共有される。入学した後、進路変更などで退学する学生を除けば、卒業に至る指導ができているといえる。

事務職員は各学科・専攻の学修目標を認識し、学生が学修成果を獲得できるように事務職員の職務から貢献している。学長の方針による教職協働の元、事務職員も学術的な視点を持ち、特に、教務学生課は、カリキュラム授業運営、教育実習面、学生の厚生を担当し、



学科専攻ごとの教育目標を把握し、学生の日常の履修指導から免許取得、卒業に至るまでの支援を行っている。

新しく建設された短期大学本館に平成 29 年度から事務局も移転し、ハード面からも教学支援、学生支援のできる体制がより一層整った。また、2 年目を迎えるキャリア教育センター、地域連携センターの活動も円滑に行えるよう事務職員がサポートしている。

また、前述の教職協働の視点から、本学では、FD と SD を分けずに、FD・SD 委員会を設置し、月に 1 度の研修会では、教学に関するテーマにおいても事務職員も参加し、より一層の学生支援を行うべく能力の向上を図っている。

図書館の専門職員は学生の学修のための支援を充実させるため、入学時に図書館の使用方法についてのオリエンテーションや図書館での学生の卒業研究・修了研究等におけるレファレンスサービス、レフェラルサービスを行っている。特に文献複写は同フロアで手軽に出来るように、コピー機を設置して活用している。

教員は、学生の自主的な学修を支援するために、必要と思われる図書資料を選定し、定期的に図書購入のリクエストを行っている。さらに、学修を深化させるために、教員は、授業の内容をさらに深められるような図書を指定し、閲覧に供している。今後は、この図書資料リクエストを教員のみならず、キャリア教育センターなどの職員にも広げていくことの必要性を検討している。

教職員の業務は、Office365 システムを用いたメール、クラウドドライブ、ファイルサーバ上の資料共有を基盤としている。各自専用の PC を使い、資料作成（授業、研究、大学運営など）、連絡（学生との連絡を含む）、情報共有を円滑にしている。また本学で、学務システムを中核とした成績処理、証明書発行、シラバス検索システムが運用されており、IR システムへの発展を進めている。現状では、事務の効率化や業務の円滑化に貢献できている。

学生との連絡は、電子メールを基本としている。このことは、学生が情報機器の使い方を習熟するよい機会となっている。また授業によっては、コンピュータで資料作成する課題が設定され、学生のコンピュータ利用を促進することとなっている。また、インターネットでの情報検索を前提とした課題や、レポートをメールで提出することを求める場合も多い。平成 27 年度に試験的運用を始めた Moodle を授業で用いている教員も出てきている。一部の授業科目では、Moodle による双方向性授業や自習システムが構築されている。学内 LAN にはファイルサーバがあり、これを授業で活用する場合もある。教員は、教員および学生間の情報共有や課題提出の方法を指導している。また職員では、本学 web ページ掲載の休講情報をはじめ、就職情報の取得、就活に不可欠なエントリーシートの作成等のために、コンピュータを積極的に活用することを勧めている。

教員は、円滑で効果的な教育や充実した学生指導や教務上の処理を実現するため、コンピュータの活用に日々研鑽を続けている。また、情報委員会委員を中心に、学内 LAN およびコンピュータの活用の際に生じる問題点について情報を共有し、それを克服する手段として情報委員会を設置し問題を解決している。職員においても、総務課や教務学生課をはじめ、職員同士の情報技術の向上による業務の効率化を奨励している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っ

ている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

人間生活学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科・専攻オリエンテーション」を人間健康専攻と生活福祉専攻に分けて実施している。「カリキュラム」や「科目履修について」、「学生生活について」、「進路について」、「履修登録について」のほか、学修の動機づけに関わる等の指導助言を行っている。2年間の学修や単位履修、免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組み、学修意欲の涵養や専門職を目指す者としての自覚を培うことをねらいとしている。また、上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い、学びあう機会の保証に努めている。人間生活学科人間健康専攻での入学オリエンテーションでは、学修内容や取得可能免許・資格を十分説明した上で、コース選択や履修登録の方法を全教員で指導している。専攻科学生が先輩の立場から、入学後の学修についても、アドバイスする機会を設けている。同学科生活福祉専攻では学修の動機づけに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。入学直後に、「学科・専攻オリエンテーション」を設け学修内容を説明している。また、専攻科学生が受講終了者の立場から講義内容などを助言している。

幼児教育保育学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科専攻オリエンテーション」を実施している。保育者を志す学生に対して、保育者になるための動機づけとして、「保育者としての心構え」、「幼児教育保育学科の2年間について」、「カリキュラムや科目履修について」、「学生生活について」、「進路について」、「履修登録について」等の指導助言を行っている。2年間の学修や単位履修、免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組み、学修意欲の涵養や保育者を目指す者としての自覚を培うことをねらいとしている。また、上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い、学びあう機会の保証に努めている。学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、履修ガイド、シラバス、学生便覧を発行し、履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な

な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。シラバスでは、授業内容を把握しやすいように、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の内容の概要」、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「単位認定の方法及び基準」、「授業学修（予習復習）の内容・時間」、「学生へのフィードバック」等を明示し、本学 web サイトにて閲覧できるようにしている。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、履修ガイド、学生便覧を発行している。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。学生便覧は毎日携帯したくなるよう工夫し、手帳機能を含め学生生活のマナーや Q&A、施設案内等、学修に取り組む上で必要な情報を提供している。シラバスは本学 web サイトから閲覧でき、授業内容を把握しやすいように、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の内容の概要」、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「単位認定の方法及び基準」、「授業学修（予習復習）の内容・時間」、「学生へのフィードバック」等を明示している。

人間生活学科では学生についての情報を学科専任教員全員で共有し、チューターをはじめ、各教員がそれぞれの担当授業等においてマンツーマンで、問題点を明確に示し課題の解決や達成に必要な点を丁寧に説明するなど、一人一人の学修内容理解が可能になるように尽力している。人間生活学科人間健康専攻では個々の学生の学修の進行に合わせて、生物、数学、国語等の理解について基礎的学力の確認を行い、専門分野等の学修サポートを行っている。基礎学力が不十分な学生に対しては、専門分野に関連させて、各教員が担当科目の中で個別に指導している。必要に応じて、補修の課題を出し、個別で指導している。

同学科生活福祉専攻では入学後より講義外の時間を利用し学生の学修の進捗状況に合わせて個別指導を行っている。2016 年度は基礎学力が不足する学生に対し補習授業を行っていたが、2017 年度は該当学生がいなかったため行っていない。

幼児教育保育学科では「専門基礎 I・II」において大学教育に求められる汎用的で基礎的な能力を養っている。この中でノートテイクの指導において、定期的にノートの提出を課しており、これが基礎学力の不足が疑われる学生の発見に役立っている。その学生についての情報を学科専任教員全員で共有し、チューターをはじめ、各教員がそれぞれの担当授業等においてマンツーマンで、問題点を明確に示し課題の達成に必要な点を丁寧に説明するなど、一人一人の学修内容理解に尽力している。また、器楽演奏（ピアノ等）の技術には非常に大きな差があるため、基礎技能が充分でない学生を対象に、個人レッスンの補習を実施している。

人間生活学科ではチューター制度を採用し、各学年に複数のクラスを編成し、専任教員がチューターとして学生の支援に取り組んでいる。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物、出席状況を学科専攻の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位習得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が取得できているかを学生とともに双方向で確認するようしており、不足単位が生じないように管理している。また、学修上の悩み（予習、復習、ノート作成、講義の内容理解が困難、など）に関しては、各教科担当者がチューター、若しくは卒業研究担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き、安定した学修環境の回復に努めている。学修の落ち込みが顕著な場合は、個別の学修支援を行い、基礎学力の向上を図

りながら学生自身の不安感を軽減できるように取り組んでいる。学修意欲の向上に関しては、各家庭・保護者の協力は必要不可欠であり、チューターを通じて情報提供を行いながら、必要に応じて保護者面談を実施し、共通認識を持てるように対応している。また、資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となり、定期的の実習指導者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより、各学生の能力に応じた指導助言を行っている。実務者としてのスキルを蓄積しながら対人援助職としての技量を獲得できるように、支援している。心理的・福祉的なサポートが必要な場合は、学生相談室のカウンセラーや相談員と連携を持ちながら対応している。

人間生活学科人間健康専攻では学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行うために、チューターによるクラス学生の個人面談を前期後期の始め及び成績発表時に実施している。その他、学生から申し出があった時、教員が必要と考えた時随時面談し、学修面や生活面での悩みの把握に務め、助言を行っている。また、専攻会議では、学生の状況報告を行い、専攻教員間で情報共有を図り、学生支援を行っている。

同学科生活福祉専攻では学修上の悩みなどの相談にのり、指導助言を行う体制を整備している。1年生前期にはチューターとの面談を実施し学修上の悩み事等、相談、指導助言を行っている。2年生に対しても学修面や進路等の相談に応じている。取得した情報は、教員間で共有し、連携を取りながら学生の指導にあたっている。

幼児教育保育学科においてもチューター制度を採用し、各学年に複数のクラスを編成し、専任教員がチューターとして学生の支援に取り組んでいる。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物、出席状況を学科専攻の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位習得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が取得できているかを学生とともに双方向で確認を行い、不足単位が生じないように管理している。また、学修上の悩み（予習、復習、ノート作成、講義の内容理解が困難、など）に関しては、各教科担当者がチューター、若しくは卒業研究担当者と連絡を密に取りながら、学生自身の不安を取り除き、安定した学修環境の回復に努めている。学修の落ち込みが顕著な場合は、個別の学修支援を行い、基礎学力の向上を図りながら学生自身の不安感を軽減できるように取り組んでいる。学修意欲の向上に関しては、各家庭・保護者の協力は必要不可欠であり、チューターを通じて情報提供を行いながら、必要に応じて保護者面談を実施し、共通認識を持てるように対応している。また、資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となり、定期的の実習指導者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより、各学生の能力に応じた指導助言を行っている。実務者としてのスキルを蓄積しながら対人援助職としての技量を獲得できるように支援している。心理的・福祉的なサポートが必要な場合は、学生相談室のカウンセラーや相談員と連携を持ちながら対応している。

本学では成績優秀学生に奨学金を給付している。具体的には、成績優秀奨学金Aにおいては、各学期において各学科専攻の成績上位5%に当たる学生に対し次学期の授業料の一部(10%)に当たる奨学金を授与している。また、成績優秀奨学金Bについては、卒業時、2年間を通して特に成績が優秀だった者を対象とし、納付済み授業料の一部(20%)に当たる奨学金を授与している。これらの制度は学生にとって、頑張れば評価されるので、意欲

的に取り組もうという、学修意欲の向上に役立っている。

種別	内容
成績優秀奨学金 A	入学後の学期毎の学習状況及び成績を判断し、翌期の授業料の一定額を免除する。
成績優秀奨学金 B (校祖幸田たま賞)	卒業時に学習状況及び成績を判断し、払い込み済みの授業料の一定額を報奨金として授与する。
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担無し。
理事長賞	貸与型奨学金を受けた者で、学習状況及び成績を判断し、貸与した奨学金の返済を免除する。
日本学生支援機構	1～2年 年約 50 名 第一種：無利子 (月額 30,000～60,000 円) 第二種：年 3%を上限とする利息付き (月額 30,000～120,000 円)

人間生活学科人間健康専攻では学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学修上の配慮や学修支援として、適宜、個別指導において学生の関心が高い分野についての参考資料の紹介や課題を課している。また、教員採用試験対策講座や医療事務資格試験対策講座などの資格試験対策のための補講を実施しており、講義時間外での学修の場を積極的に設けている。

同学科生活福祉専攻では進度の早い学生や優秀学生に対する学修上の配慮を行っている。優秀な学生に対して学内広報誌等における意見発表が行える機会を作り、各種団体表彰などに推薦するなど、自尊感情の高まりや学修意欲の向上に配慮している。

幼児教育保育学科では各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫を行っている。具体的には反復学修や今あるスキルや能力より少し上の学修課題を設定し、それらを学生が主体的に取り組むことによって学修意欲の涵養に役立っている。その中でも、特に高い学修意欲と、保育職への明確な目的意識をもつ向上心豊かな学生を対象に、本学独自の奨学金制度で学修支援を行っている。

本学においては長期及び短期の留学生の受け入れはいずれも行っていない。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学においては学生支援委員会設置規程に基づき、学生支援委員会を設置している。委員は教員及び職員で設置規程に基づき配置されている。活動内容は①学生生活の支援に関すること、②校友会に関すること、③寮に関すること、④食堂・売店に関すること、⑤ボランティアに関すること、⑥その他とされている。それ以外に、学生相談センターや防災安全委員会等と連携しながら、健康相談や防災訓練等を実施している。

本学では校友会が学生自治活動の団体として位置づけられており、クラブ活動の管理や大学祭を含む各種イベントを企画立案し、実施をしている。また寮にも総寮長及び各棟の寮長を置くなどして、学生が企画立案する行事などを実施している。平成 29 年度の部活動数はクラブが 4、サークルが 3、同好会が 3 の合計 10 団体で、教員が顧問となり活動をしている。活動に必要な費用の一部を補助している。

学内に学生食堂（190 席数及び営業時間 11：00～13：30）を設けているが、高校との共同利用でありために、短大生にとっての利便性だけを考慮することができない状態にある。また購買部（営業時間 8：00～17：00）も設けられているが、食堂と同様に高校との共同利用であり、生徒数の多い高校への配慮を優先した品揃えになっている。ただし、個別の注文にも応じてもらえるような体制は備わっている。年度末に食堂の外回りもテラス風に改修され、屋外での飲食も可能とな理解的な環境が整備された。子育て支援センターの親子連れにも配慮した座席が用意されている。

本学の敷地内に学生寮（楠木寮・翠光寮・菊水寮）があり、現在 124 名の定員を確保している。ただし、女子学生のみを対象とする寮であるため、男子学生及び寮を希望しない女子学生には別に業者を紹介するなどしている。現在は高校生も同じ寮に入っており、共同での生活を営んでいる。寮費が無料であることもあり、比較的満室に近い状態である。寮には住み込みの寮母 1 名、土曜・日曜日担当の寮母が 1 名の計 2 名体制で生活支援を行っている。

本学は駅から徒歩で通学できる範囲にあることもあり、通学バスは運行していない。ただ、電車は 30 分に一本であり、利便性が高い訳ではない。本学の隣接する敷地に学生用駐車場（約 55 台分）を契約しており、学生は登録をすれば自家用車での通学が認められている。また、敷地内に駐輪場を確保している。

受験時に高校での成績に応じて入学金免除や学納金の一部免除等の制度が設けられている。また半期の成績で一定の基準を上回った中の一定数の学生に対し、学内奨学金を設

けている。また日本学生支援機構の奨学金についても説明会や事務手続きの指導等を適宜行っている。

1) 外部奨学金の取得状況（平成 29 年度）

- 日本学生支援機構奨学金
  - 第一種奨学金：1 年生…20 名、2 年生…18 名、専攻科…3 名 合計…41 名
  - 第二種奨学金：1 年生…45 名、2 年生…53 名、専攻科…7 名 合計…105 名
  - 第一・二種併用：1 年生…23 名、2 年生…13 名、専攻科…1 名 合計…37 名
  - 給付奨学金：1 年生 3 名
- 福祉専攻学生対象奨学金
  - 兵庫県修学資金貸付：1 年生… 2 名、2 年生… 2 名 合計…4 名
  - 向陽福祉会：1 年生…0 名、2 年生…1 名 合計…1 名
- 幼児教育保育学科学生対象奨学金
  - 和歌山県・大阪府・兵庫県・神戸市…各 1 名
- その他奨学金
  - 京丹後市奨学金：1 年生…1 名 あしなが育英会：1 年生…1 名

2) 独自奨学金の概要

本学では、専門職への明確な目的意識を持ち、日々勉学にいそしむ学生に対し、その努力を称えて独自の奨学金制度を設けている。その概要を表①、表②、表③、表④に示す。この制度は、学生募集において各高校に周知と理解を求めている。

表① 特別指定校推薦入試入学者奨学金（平成 29 年度入学者）

種 別	推薦基準	入学金	授業料	主 旨	授与者数
特別指定校推薦 (第一種)	調査書評定 平均値4.0以 上	全 額 免 除	年間200,000円 免除	高い学習意欲と専門職 への明確な目的意識を 持つ成績優秀者	36名
特別指定校推薦 (第二種)	調査書評定 平均値3.5以 上	全額免 除	—	同 上	19名

(備考) 入学後、成績評価が本学の設定した基準値を 2 期連続して下回った場合は、翌学期以降、授業料の免除を停止する。

表② 学内推薦入試入学者奨学金（平成 29 年度入学生）

推薦基準	入学金	授業料	主 旨	授与者数
校長より 推薦された者	入学金免除	—	高い学習意欲と専門職への 明確な目的意識を持ち、人 間性豊かで向上心の高い者	18名
校長より推薦された 成績優秀者で、調査書 評定平均値が4.0以上 の者	同上	年間200,000円 免除	同 上	6名

表③ 入学後の奨学金（平成 29 年度実績）

種 別	概 要	授与者数	
		前期	後期
成績優秀奨学金A （学長賞）	入学後の学期毎の学習状況、成績により翌期の授業料の一定額（10%）を授与する。	10名	21名
成績優秀奨学金B （校祖幸田たま賞）	卒業時に総合的学習状況、成績により払い込み済み授業料の一定額（20%）を授与する。	4名	
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担なし。	0名	

3) その他の奨学金

表④ ファミリー推薦入試（平成 29 年度入学生）

種 別	概 要	授与者数
ファミリー推薦入試	湊川相野学園（高等学校・短期大学）卒業生又は在学生の4親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・いとこ）で高等学校卒業または卒業見込みの者。入学金のうち、100,000円免除	5名

毎年、その年度の卒業生を対象に、2年間の短大生活について「学生生活実態調査」を無記名で実施している。調査内容は前年度までと同様で①大学生生活全般について、②学内の生活について、③学外の生活について、④家庭生活についての4項目とそれぞれその項目を細分化し、調査を行った。また1年生については後期終了時に同じく無記名で、①授業全般について、②教職員全般について、③施設・設備について、④学生生活全般について、⑤その他の5項目について自由記述でアンケートを行った。これらアンケートの結果を踏まえ、改善可能なものについては改善を逐次行っている。また経費がかかるものについても、法人と折衝をし、実現可能な範囲で行っている。

本学では現在、留学生を受け入れておらず、過去5年以上にわたり留学生が在籍したことがないため、支援体制については整備をしていない。

社会人学生の学修支援の体制は、社会人特別入試を3回実施して、広く社会人を受け入れている。学修においては、他の学生と区別することなく一体となって指導を行っており、学生が互いの良いところを学び合いながら、学修効果を高めている。

障がい者の支援体制は、本館、1号館、3号館において、エレベーターの設置と、本館、1号館においては、障がい者用・多目的用トイレを整備している。2017年度には学生会館の改修工事を行い、学生食堂のリニューアルとともに自動ドア設置やテラスのスロープ等、キャンパス内のバリアフリーを進めた。学修支援を必要とする学生が入学した場合は、チューターによる指導を核とし、教職員連携の下、学生のバックアップ体制を整え、卒業までの支援を行っている。

長期履修学生を受け入れる体制を整え、学則及び規程の整備を行った。社会人を含めた多様な学修需要がある人を受け入れていくため、科目等履修生、聴講生の受け入れとともに幅広い年齢層が学修機会を得られるよう体制を整えている。

学生支援委員会の所掌業務の範囲にボランティア活動が含まれているが、前年度よりボランティア活動については地域連携センターにおいて取り組まれることになり、学生支援



委員会の所掌するものは、大学のオープンキャンパスにおける学生スタッフの管理・指導と入学式・学位記授与式における学生スタッフの管理・指導の2つとなっている。特に1年生の学生スタッフについてはその後の学友会や寮委員への選出の参考となり、学生代表や寮の責任者に選ぶという意味では、積極的な評価をしているといえる。

地域連携センターでは、学生の社会活動の促進に向けて平成29年度に「登録ボランティア制度」を創設し、学外からのボランティア活動の要請を一元管理するとともに、学生への情報提供および参加勧奨やコーディネートを行っている。現在93名の学生がボランティア登録を行い、三田市関連事業や北九州北部豪雨被災地支援などでボランティア活動を行っている。人間生活学科では、学科として学生の社会的活動に対し、何らかの評価をすることはないが、各専攻において学生に対する評価をする際の参考としている。

同学科生活福祉専攻においては、1年次夏休み期間に学生への課題として、施設のイベントなどに参加し、レポートを作成することを例年の課題として課している。これらは学生が実習に臨むまでの一つのステップとして位置づけられているため、積極的な評価をしているわけではないが、夏季休暇明けの授業内で報告をし、互いに情報の共有を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

キャリア教育はFDを通じて、それが就職支援にとどまらず全人的能力の向上を目指す教育であるという趣旨を、全教職員が理解するための場を設け、協力体制の構築を進めている。キャリア教育センター規定に基づき、教職員でキャリア教育委員会を構成し、情報交換等を行っている。

2016年度にキャリア教育センターに組織替えを行い、就職支援にとどまらず、キャリア教育とともに就職支援を行っている。その結果、学生がより納得できる就職ができることを目指している。学生が求人情報を閲覧し、何かあればすぐに質問ができる環境を整備している。キャリア教育センターに常駐の職員が、個人面談・就職試験対策等多様な学生にきめ細かく対応している。キャリア教育センター開室時間は原則として 平日 8:45～17:15 であるが、状況に応じて対応している。

資格取得は、学科・専攻における日常的な資格取得があるため、一般的な就職対策的な資格取得は勧めていない。同様に、一般の就職試験対策もない。

資格養成校であるため基本的には学科での取得が主になる。キャリア教育センターでは、特別に資格取得の講座等は設けていないが、面談等の中で必要に応じ照会している。就職

試験対策については、個々に対応をしている。また、希望者については MOS 資格取得が可能である。しかし、校舎改築により学内会場での受験が難しく、学外試験会場を案内したが、受験者はいなかった。

後期には教授会に就職の内定率を出し、教員による指導意識を高めるようにしている。また就職先分野を分析し、教授会で報告をしている。また求人が届いた際、学生の希望が多い分野についても問い合わせている。取得資格がその業界以外でも広く通用する能力であることが判明した場合には、異なる業界へ進出することを勇気づけている。後期には、2 年生の就職内定成功体験発表会を開催し、活動時期など動機づけをしている。また、学生の就職ガイダンス等で前年度「卒業生の就職先一覧」を配布し、モチベーションアップにつなげている。

幼児教育保育学科と人間健康専攻では本学に専攻科があることもあり、進学について勧めることを行っている。また生活福祉専攻においても希望者に対しては指導を行っている。また編入学の指定校については進学希望学生への照会を行っている。希望者がいないため、留学に関しての積極的な支援はしていない。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学修、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-5 の現状>

学生募集要項および A0 入試の資料に「入学者受け入れの方針」を記載している。また、本学 web サイトでも公開しており、受験生に対して明確に示している。

受験の問い合わせに対しては、短大事務局総務課で受付し、入試広報委員長、副委員長、学長へと報告され、問い合わせに対する関係部署および入試広報委員長、副委員長、学長、事務局長など複数名での検討後、速やかに回答している。以上から、適切に対応しているといえる。

学内に入試広報委員会が構成されている。入試広報委員会の構成員は、各学科専攻の教員、事務局職員からの選抜された人員となっている。広報、入試事務の体制については、この委員会で検討され、全教職員に周知しており体制を整備している。

本学では、A0 入試、三田松聖高校を対象とした学内推薦入試、特別指定校入試、公募推薦入試、自己推薦型入試、社会人特別入試が行われており、多様な選抜を実施している。

各入試、入試広報委員会で検討された入試実施要領で、全教職員に対して、入試での役割分担が明確にされており、正確な選抜が実施されている。また、入試後の判定会議にて受験生一人ひとり、慎重に審議を行い公正かつ正確に選抜を実施している。

入学手続き者に対しては、事前の課題や必要な資料の送付を行っている。オリエンテー

ションについては、入学後に実施をしている。

入学後、すぐに総合オリエンテーション、専攻別オリエンテーションを実施し、学修意欲を高めたり、学生生活を円滑に行うための講演や在校生からのアドバイス等を実施したりしている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

課題⑩人間生活学科は、学科内に領域の異なる2専攻があるため、共通した成績評価基準を用いるのは困難であり、各専攻の基準において判断がなされたものを、学科全体として認める形になる。専攻間で成績評価に大きな偏りが生じないように、各専攻の基準が適切であることを確認する仕組みを作ることが必要である。

課題⑪学位授与の方針の達成度などを表せるような学修成果の表示方法を検討する必要がある。

課題⑫人間生活学科では、各専攻における学生の学修状況の獲得状況について、どこまで共有するかが明確ではない。現在は学籍異動等の大きな事柄についてのみ、共有している。その他の学修状況について、学科会で共有すべき内容について整理しなければならない。

課題⑬社会人力等学修成果の獲得状況のデータにあらわれない部分について意見交換等を行なっているが、これをシステムとして進める体制づくりが必要である。

課題⑭評価シートの一部、自由記述部分の原本を授業担当者に手渡し、コメント記載時の参考としていたが、筆跡による記入者の特定が可能なことから、今後はデータ入力したものを授業担当者に渡すことにした。図書館にて授業評価アンケート集計結果やコメントシートを公開し、学生は自由に閲覧できる環境にあるが、ウェブサイトでの情報公開まではできていない。個人名、科目名等が特定できないよう公開する情報を限定する必要があるが、今後検討の余地がある。

課題⑮授業改善の実施状況について、明確に把握することができていない。また授業の改善は日々行われているが、その改善を「見える化」することが課題である。

課題⑯カリキュラムマップの活用を十分にすることで、科目間で学ぶ内容を整理できているが、学生の学びをさらに深めるためには非常勤講師等に十分な開示と説明をする必要がある。

課題⑰学科ごとのFDは日程や教員の負担などから実施が困難であるため、大学全体でのFD活動を基本とし、必要に応じて学科でのFDを実施する体制を整える。

課題⑱個々の教員の授業改善を集約し、授業改善の記録として共有すること。さらに、授業改善による、学生への学修支援効果の結果を集約し、共有する仕組みづくりが必要である。

課題⑲人間生活学科では、学科会において学生の卒業に関する情報の共有をし、卒業が困難な学生の学修成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、大まかな確認をしている。詳細については各専攻において検討され、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数、就職決定状況等を把握している。しかし、専攻間での共有はなされていないため、定期的に情報共有する場を設ける必要がある。

課題⑳学修の達成状況は、学修成果を各期の成績発表時および年度末に振り返っている。

特に1年生には実習可否を判断する必要から、GPAによる振り返りを行っており成績不振者には個別の指導をしている。指導対象や方法については学科専攻によって異なるため、指導対象者および方法を共有する必要がある。

課題⑳学生が、他学科・他専攻との関わりを持つ機会が少ないため、関わりを持つ機会を増やすよう工夫が必要である。

課題㉑不足している基礎学力の内容を分析し、体系的に補習授業のプログラムを考える必要がある。

課題㉒相談、助言指導を行った後の学生の学修成果の変化を分析する必要がある。

課題㉓学修進度の早い学生に対して、学修成果を向上させるための科目等を設定する必要がある。

課題㉔学友会については、学生が積極的に参加するようになるための支援が必要である。

課題㉕ボランティアへの参加は本来、本人の自発的意思に基づくものであるため、特別な評価をすることはないが、活動したことをどのように授業や実習に反映されるのかを、学生にわかりやすく伝える対策を検討すべきである。

課題㉖学生それぞれのポートフォリオに活動実績が記録され、教職員で情報共有がなされ、その後の学生指導に生かされるような体制を拡充する必要がある。

課題㉗キャリア教育に関する捉え方は個々に異なるため、FDなど全学的な体制として取り組むための取り組みを続ける必要がある。

課題㉘キャリア教育の支援には幅広い配慮が必要であるため、担当教員が常に研鑽を積むことができるような体制づくりが必要である。

課題㉙教員採用試験対策講座を開始する必要性がある。

課題㉚資格取得をしたうえで、一般就職を希望する学生もいるため、幅広い職種の人材確保のための働きかけが必要である。

課題㉛現在は、他学への編入学をあまり積極的に勧めている訳ではないが、専攻科の廃止に伴い、その体制を整える必要がある。また留学については学生からの希望がないこともあるが、そのような選択肢の提示を積極的にはしていない点を再検討すべきである。

課題㉜入学前に授業を行ったり、全学生に対してプレイズメントテスト等を実施している短大も見受けられるが、本学ではそこまで体制を作ることができていない。また入学前に入学手続き者をつめてオリエンテーションをすることも行ってはいない。これらの新しい取り組みを導入する必要がある。

課題㉝2017年度については、各学科・専攻ごとにオリエンテーションを2日間の日程で確保したが、実質的に1日で済ませている学科専攻もあり、足並みがそろっていない状況にある。ただ、学生の負担を考えた場合に2日間確保する必要があるのかを検討しなければならない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に、自己点検・評価報告書に記述した課題と行動計画および現在の進捗状況は、次の通りである。

課題① 学科・専攻課程の学位授与の方針が本学 web サイト上に公開されていない

＜計画＞本学学生、入学予定者や保護者、高等学校教員など誰でも閲覧できるよう、学科・専攻課程の学位授与の方針を、本学 web サイト上に公開する

＜進捗状況＞本学 web 上に公開した

課題② 学科・専攻課程の学位授与の方針について、PDCA サイクルに位置づけた見直しが行われていない

課題③ 学科・専攻課程の教育課程・実施の方針について、PDCA サイクルに位置づけた見直しが行われていない

＜計画＞学科・専攻課程の教育目標、学修成果、学位授与の方針、教育課程・実施の方針、入学者受け入れの方針について、現在実施している評価とフィードバックの実績を整理し、アセスメントの方法、点検、改善する仕組みを、平成 25 年度から研究し確立する

＜進捗状況＞

2018 年度から本学のアセスメントポリシーを制定し、点検と改善に取り組んでいる。

課題④ 卒業生の進路先からの評価の聴取の仕組みがない

＜計画＞卒業生の進路先からの評価の聴取の仕組みを検討し、進路指導企画委員会の業務分掌として位置づけ実行に移す

＜進捗状況＞キャリア教育センターが、卒業生およびその就職先へのアンケート調査を実施した。その結果は各学科に戻され、共有された。同調査は、毎年実施する予定である。

課題⑤卒業生の進路先からの評価や卒業生アンケートの結果が、学修成果の査定のためのデータとして活用されていない

＜計画＞卒業生の進路先からの評価や卒業生アンケート結果を学修成果の査定のためデータとして、各学科・専攻課程にフィードバックし活用する

＜進捗状況＞キャリア教育の調査結果が各学科・専攻に戻されているが、その活用が不十分である。またこれと関係することとして、短期大学の教育目標に示した資質・能力のルーブリック評価を実施することとし、一部実施した。さらにシステムとして展開する必要がある。

課題⑥本学では、平成 24 年度に学位授与の方針と学修成果を策定したため、平成 24 年度の時点では、成績評価基準が学位授与の方針に明確には対応していない

＜計画＞成績評価基準を学位授与の方針に対応させ、学生の学修成果の状況を把握するための評価体制を、平成 25 年度中に整備する。あわせて、既存の量的データ把握や質的データ把握に加え、学修成果に適合した新たな成績評価基準やその他の方法を用いて、学修成果の把握を行う

＜進捗状況＞IR 委員会でどのようなデータの収集が必要かつ可能かを検討、議論しながら、

課題⑦教員は教育目的・目標の共通理解をしているが、その達成状況を把握・評価する体制が確立されておらず、限定的である

<計画>教員が教育目的・目標の達成状況を把握・評価するための体制を確立させる。

<進捗状況>学生の学修成果の充実に関するFDを実施したほか、適宜情報提供に努めているが、その活用は十分とは言えない。一方で、短大の教育目標に関するルーブリック評価のシートを作成した。この評価は現在、入学生に対して一部実施されたのにとどまっており、全体的な実施体制に関する取り組みが必要である。今年度から開始された教員評価の項目に入れることも、検討の余地がある事柄である。

課題⑧FD活動について、幼児教育保学科においては平成21年度及び平成24年度に実施しているが、毎年実施されていない

<計画>全学的なFDを充実し、必要に応じて各学科におけるFD活動を実施する体制づくりをする。

<進捗状況>2018年度からFDの年間計画を策定し、全学的な取り組みが定着してきており、学科ごとのFDの必要性は限定的になっている。

課題⑨クラブ活動は、ほとんどの学生が日頃の学修や実習に時間を費やしているのが実情であるため、継続することは困難である

<計画>学友会と協力して、クラブ活動が継続的に行われるような仕組みを検討し実施する

<進捗状況>原因が短期大学の教務上の構成にあるため、状況は変わらないと思われる。

課題⑩売店は学生食堂に隣接しているが、商品は充実しているとはいえない

<計画>売店の商品を充実させるための学生アンケートを定期的実施し、改善を行う

<進捗状況>あまり大きな変化はない。商品の充実は利用者の購買力と関係があるため、改善には限界がある。

課題⑪進路実績から就職先一覧を作成しているが、就職支援に積極的に有効活用できていない

<計画>就職先一覧のデータを就職支援に活用する具体策について、進路指導企画委員会を中心に検討する。

<進捗状況>キャリア教育センター(進路指導企画委員会は廃止)の日常業務として、就職先一覧をはじめとする就職情報が活用される体制が確立されてきている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題⑦アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの検討を適切に行っており、教育課程は概ね適切に策定、運用されていると考えられる。教育評価面について、測定方法などのさらなる検討が必要である。学位授与の方針の見直しは期間を定めておらず、文部科学省や厚生労働省からのカリキュラム見直しや再課程認定等のタイミングで行われている。

<計画>3つのポリシーについて、毎年度末に学科・専攻・大学で見直しを行う。

課題⑧入学者選抜を含めた各学科・専攻課程で対応する学修成果を測定する仕組みや方法論の確立し、入学前の学修成果の把握・評価を明確にする必要がある。

<計画>学修成果を測定するためにIR委員会を中心に、データを蓄積する。

課題⑨「入学者受け入れの方針」に対して、各学科・専攻課程での対応する学修成果を測定する仕組みや方法論の確立が求められる。特に学生の学修成果に対応しているといえず、今後は「入学者受け入れの方針」だけでなく、「教育目標」「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた学修成果を多面的、総合的に判断し、教育改善につなげる必要がある。

＜計画＞教務委員会を中心に、3つのポリシーと教育目標や学修成果の検討に必要なデータの分析を行う。分析結果を各学科・専攻において検討する。

課題⑩人間生活学科は、学科内に領域の異なる2専攻があるため、共通した成績評価基準を用いるのは困難であり、各専攻の基準において判断がなされたものを、学科全体として認める形になる。専攻間で成績評価に大きな偏りが生じないように、各専攻の基準が適切であることを確認する仕組みを作ることが必要である。

＜計画＞2020年度以降は1専攻となるため、この課題は無くなるが、それまでの期間は学科会において成績評価基準について共有をする。

課題⑪学位授与の方針の達成度などを表せるような学修成果の表示方法を検討する必要がある。

＜計画＞IR委員会及び教務委員会においてルーブリックの活用などを検討する。

課題⑫人間生活学科では、各専攻における学生の学修状況の獲得状況について、どこまで共有するかが明確ではない。現在は学籍異動等の大きな事柄についてのみ、共有している。その他の学修状況について、学科会で共有すべき内容について整理しなければならない。

＜計画＞2020年度までは現状の学籍移動等大きな事柄を共有することを維持する。

課題⑬社会人等学修成果の獲得状況のデータにあらわれない部分について意見交換等を行っているが、これをシステムとして進める体制づくりが必要である。

＜計画＞社会人基礎力の自己点検評価指標を基に、現在の学生の状況把握を行い、変化について評価を行うシステムを構築する。

課題⑭評価シートの一部、自由記述部分の原本を授業担当者に手渡し、コメント記載時の参考としていたが、筆跡による記入者の特定が可能なことから、今後はデータ入力したものを授業担当者に渡すことにした。図書館にて授業評価アンケート集計結果やコメントシートを公開し、学生は自由に閲覧できる環境にあるが、webサイトでの情報公開まではできていない。個人名、科目名等が特定できないよう公開する情報を限定する必要があるが、今後検討の余地がある。

＜計画＞webサイトでの情報公開について検討し、掲載の是非について議論を進める。

課題⑮授業改善の実施状況について、明確に把握することができていない。また授業の改善は日々行われているが、その改善を「見える化」することが課題である。

＜計画＞教員の授業改善について「見える化」する方法について、FD・SD委員会と教務委員会を中心に検討する。

課題⑯カリキュラムマップの活用を十分にすることで、科目間で学ぶ内容を整理できているが、学生の学びをさらに深めるためには非常勤講師等に十分な開示と説明をする必要がある。

＜計画＞非常勤講師に教務手帳等を活用し、理解を求める。

課題⑰学科ごとの FD は日程や教員の負担などから実施が困難であるため、大学全体での FD 活動を基本とし、必要に応じて学科での FD を実施する体制を整える。

＜計画＞大学全体の FD を定期的実施する。

課題⑱個々の教員の授業改善を集約し、授業改善の記録として共有すること。さらに、授業改善による、学生への学修支援効果の結果を集約し、共有する仕組みづくりが必要である。

＜計画＞授業改善に記された内容について短大事務局において集約をする。

課題⑲人間生活学科では、学科会において学生の卒業に関する情報の共有をし、卒業が困難な学生の学修成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、大まかな確認をしている。詳細については各専攻において検討され、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数、就職決定状況等を把握している。しかし、専攻間での共有はなされていないため、定期的に情報共有する場を設ける必要がある。

＜計画＞卒業が困難な学生の情報共有は、学科会において定期的に共有を続ける。

課題⑳学修の達成状況は、学修成果を各期の成績発表時および年度末に振り返っている。特に 1 年生には実習可否を判断する必要から、GPA による振り返りを行っており成績不振者には個別の指導をしている。指導対象や方法については学科専攻によって異なるため、指導対象者および方法を共有する必要がある。

＜計画＞学科会・教授会等において、対象者及び指導方法の共有を図る。

課題㉑学生が、他学科・他専攻との関わりを持つ機会が少ないため、関わりを持つ機会を増やすよう工夫が必要である。

＜計画＞平成 30 年度においては、合宿オリエンテーション及び授業（湊川のあゆみ I 及び II）で関わりを増やす等の工夫をする。

課題㉒不足している基礎学力の内容を分析し、体系的に補習授業のプログラムを考える必要がある。

＜計画＞不足する基礎学力の内容分析をするための方法を検討する。

課題㉓相談、助言指導を行った後の学生の学修成果の変化を分析する必要がある。

＜計画＞学生の学修成果の評価の具体的方法について検討をする。

課題㉔学修進度の早い学生に対して、学修成果を向上させるための科目等を設定する必要がある。

＜計画＞学修成果向上のための科目設置について教務委員会において検討する。

課題㉕学友会については、学生が積極的に参加するようになるための支援が必要である。

＜計画＞学生支援委員会において学友会活動の支援について検討をする。

課題㉖ボランティアへの参加は本来、本人の自発的意思に基づくものであるため、特別な評価をすることはないが、活動したことをどのように授業や実習に反映されるのかを、学生にわかりやすく伝える対策を検討すべきである。

＜計画＞ボランティア活動について学生の学びを自己評価及び客観的評価する方法としてポートフォリオとの接続を検討する。

課題㉗学生それぞれのポートフォリオに活動実績が記録され、教職員で情報共有がなされ、その後の学生指導に生かされるような体制を拡充する必要がある。

＜計画＞ポートフォリオの管理保存・活用方法について検討をする。



課題⑳キャリア教育に関する捉え方は個々に異なるため、FD など全学的な体制として取り組むための取り組みを続ける必要がある。

＜計画＞FD 活動のプログラムにキャリア教育に関する内容を組み込んで実施する。

課題㉑キャリア教育の支援には幅広い配慮が必要であるため、担当教員が常に研鑽を積むことができるような体制づくりが必要である。

＜計画＞キャリア教育に関わる教職員の研修機会を確保する。

課題㉒教員採用試験対策講座を開始する必要性がある。

＜計画＞養護教諭・幼稚園教諭の採用試験対策を年間予定を組んで実施する。

課題㉓資格取得をしたうえで、一般就職を希望する学生もいるため、幅広い職種の求人確保のための働きかけが必要である。

＜計画＞キャリア教育センターにおいて学生の希望を踏まえながら、求人開拓を行う。

課題㉔現在は、他学への編入学をあまり積極的に勧めている訳ではないが、専攻科の廃止に伴い、その体制を整える必要がある。また留学については学生からの希望がないこともあるが、そのような選択肢の提示を積極的にはしていない点を再検討すべきである。

＜計画＞幼児教育保育学科については他学への編入学情報も分かり易く提示する。人間健康専攻については、学内の専攻科を優先とする。留学については学生への提示の必要性について、その都度検討を行う。

課題㉕入学前に授業を行ったり、全学生に対してプレイズメントテスト等を実施している短大も見受けられるが、本学ではそこまで体制を作ることができていない。また入学前に入学手続き者をあつめてオリエンテーションをすることも行ってはいない。これらの新しい取り組みを導入する必要がある。

＜計画＞人間健康専攻で行っている入学前の基礎学力を図るための試験を全学的に実施することの必要性を検討する。

課題㉖2017 年度については、各学科・専攻ごとにオリエンテーションを2 日間の日程で確保したが、実質的に1 日で済ませている学科専攻もあり、足並みがそろっていない状況にある。ただ、学生の負担を考えた場合に2 日間確保する必要があるのかを検討しなければならない。

＜計画＞2018 年度の学科・専攻別オリエンテーションは実質的には半日とし、残りは合同オリエンテーションとすることで足並みを揃えられるように検討する。

全学的なアセスメントポリシーを策定し、自己点検・評価活動及び IR 活動との整合性を図りながら、具体的な課題解決に取り組む。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

本学 web サイト（教員情報）、教授会資料 H29. 4. 4 No. 5

学園誌「みなとがわ」

2017 学生便覧・学舎配置図 P82. 83

出席簿、健康調査票

学外実習記録、三田市地域子育て支援センター活動記録

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されており、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

下表は、平成 29 年 5 月 1 日現在在籍の専任教員数を示しており、1 学科 2 専攻ともに教授の数を含め、教員数は短期大学設置基準を満たすとともに、設置基準を上回る教員を配置し、教育力の強化を図っている。

学科・専攻名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	計	[イ]	[ロ]	
人間生活学科							
人間健康専攻	2	3	1	6	5	—	0
生活福祉専攻	4	3	0	7	7	—	0
幼児教育保育学科	3	6	1	10	8	—	0
小計	9	12	2	23	20	—	0
[ロ]	3	1	0	4	—	4	0
合計	12	13	2	27	20	4	0

専任教員の職位は、本学の教員選考基準、教員昇任基準において、専任教員の職位ごとに、真正な学位、教育実績、研究業績等及び短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力、特に教育実践力、教科適合性等をもっていることを必要資格と定め、それに適合した者の採用、昇任を行っており、短期大学設置基準の規定を充足している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤教員（兼任）を配置している。教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程を実施するにあたり、専任教員が中心となりながら非常勤教員が専任教員を補完していく役割をとっている。専任教員と非常勤教員の合同の授業があり、相互に連携して教育効果を高めており、非常勤教員単独の授業でも、専任教員、非常勤教員が相互に授業の前後に連絡をとり、授業の円滑化を図っている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。人間生活学科人間健康専攻の食育健康コースの「クッキング」、「食育実習」等の調理実習の授業において調理実習指導助手（非常勤）を配置し、同学科生活福祉専攻の「生活支援技術」の授業において生活支援技術指導助手（非常勤）を配置している。助手による補助によって、教育内容の伝達と定着に大きく向上している。

教員の採用、昇任は教員選考規程、就業規則に基づき厳格に行っている。教員採用に関しては、学長の許可のもと選考委員により公募も含めて採用活動を行い、候補者を学長に推薦し、学長は人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、教授会で人事案件として教授のみにより審議する。昇任については、学科長推薦と自己推薦があり、学長は、人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、教授会で人事案件として教授のみにより審議する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、各教員の担当科目との整合性を図りながら概ね

成果を上げている。学園誌「みなとがわ」に、研究成果として当該年（1月から12月）に発表した論文、学会発表、講演会等の一覧を掲載している。また、「FD研修会」等も研究成果の発表の場と位置付けている。

教員の研究活動の状況は、研究開発ディレクトリ（ReaD）に公開している。しかし、その公開は教員個人に委ねられており、公開している教員が少数に止まっているところが課題である。専任教員は平成29年度において科学研究補助金を獲得している。短大事務局・総務課では、以下の科学研究費補助金等に関する事務を担当している。

- ・ 公的資金のガイドラインに基づく説明会
- ・ 申請希望者に対する説明会
- ・ 科学研究基金補助金申請に関する事務手続き
- ・ 科学研究基金補助金の使用に関する内部監査は法人事務局でも実施

また研究活動における規程として研究費の不正使用防止や研究活動における不正防止の観点から「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等、①～⑮の規程を整備している。

- ① 湊川短期大学 研究活動行動規範
- ② 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ③ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ④ 湊川短期大学における研究費執行の管理に関する規程
- ⑤ 湊川短期大学における公的研究費監査手順に関する規程
- ⑥ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項
- ⑦ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収[業者の皆様へ]
- ⑧ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について
- ⑨ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ⑩ 湊川短期大学における公的研究費の適性管理に関する相談窓口について
- ⑪ 湊川短期大学における不正防止計画
- ⑫ 学校法人湊川相野学園公益通報等に関する規程
- ⑬ 湊川短期大学研究公正管理規程
- ⑭ 湊川短期大学における研究活動の不正防止管理体制に関する規程
- ⑮ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

教員の研究成果を発表する機会として「湊川短期大学紀要」を年1回発行している。これは専任・非常勤教員及び専攻科生（指導教員が必要）に開かれている。専任教員が研究を行う研究室を整備している。平成17年度末に、専任教員全てに個人研究室を整備した。専任教員が研究を行う環境が整えられたほか、授業時間以外に学生が研究室を訪問して授業関係の指導を受け、学生の学修成果が向上している。研究室では研究を行うほか、学生が訪問して授業関係の指導を教員から受けたり、学生生活の相談をしたりしている。教員は、土・日及び祝祭日以外に、月曜日から金曜日（木曜日除く）の間に週1日の研修日があり、研究・研修等を行う時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備については「湊川相野学園の海外研修に関する規程」に定められている。

専任教員及び非常勤講師は、事務組織である教務学生課と日頃から密接に関わっており、

湊川短期大学

特に教務面では職員と深く連携して授業関係、学外実習関係など、履修が円滑に行われるよう学修成果の向上に努め、各センターとも連携を取っている。また、本学の30%強を占める寮生の指導でも、教員・職員との連携が欠かせないと考えて指導している。授業担当専任教員、20名以下のクラス担当専任教員のチューターは、事務組織である教務学生課と日頃から密接に関わっており、特に教務面では職員と深く連携して授業関係、学外実習関係など、履修が円滑に行われるよう学修成果の向上に努めている。また学修成果を向上させるために、短期大学の関係部署と連携している。特に、短大事務局とは学外実習に際して緊密な連携を図るほか、附属幼稚園、保育園、三田市地域子育て支援センターとは実習やボランティア活動、共同イベント、職員研修の実施などで日常的に連携を図っている。

専任教員の研究実績表（平成29年度5月現在の専任教員）

学科名	氏名	職名	研究業績				国際的 活動の 有無	社会的 活動の 有無	備考
			著作数	論文数	学会 発表数	その他			
人間生活学科	浅井 祐子	教授							理事長
	末本 誠	教授							学長
	若嶋 清人	教授							
	馬込 武志	教授	0	0	1	0	-	有	
	山田 哲也	教授	0	4	4	1	有	有	
	西川 央江	教授	4	0	0	0	-	有	
	尾崎 剛志	教授	0	1	0	1	-	有	
	鶴田 祥子	准教授	0	1	0	0	-	有	
	野崎 洋司	教授	4	0	0	0	-	有	
	中島 桜子	准教授	0	0	0	0	-	有	
	田和 優子	准教授	0	0	0	0	-	-	
	静 和美	准教授	0	0	1	0	-	有	
	北村 米子	准教授	0	0	0	0	-	無	
大島理詠子	准教授	1	1	0	1	-	-		
幼児教育保育学科	武田 俊昭	教授	0	1	1	0	-	有	
	大前 衛	教授	0	0	0	1	-	有	
	高畑 貴志	教授	0	1	0	1	-	-	
	谷口ナオミ	教授	6	11	10	3	-	有	
	白井 奈緒	准教授	2	2	2	0	-	-	
	大西 隆弘	准教授	0	1	0	7	-	-	
	佐伯 岳春	准教授	0	2	2	1	-	-	
	田邊 哲雄	准教授							
	谷 めぐみ	准教授	0	1	1	1	有	有	
	永井 毅	講師	1	1	1	0	-	-	
	上田 恵子	講師	0	2	2	0	-	-	
	高橋 晋戒	講師	0	0	0	0	-	-	

平成 29 年度の補助金獲得状況は今の通り。

採択者	直接経費	間接経費	合計
山田教授（分担研究）	120,000	36,000	156,000

区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

「短大事務局」では、事務局長以下、課長、主任を置き、指示命令系統、責任の所在を明確にしている。さらに、課も整理して、教務学生課、総務課、キャリア教育センター事務室、地域連携センター事務室、子育て支援センター事務室を設けている。業務に関しては、業務分掌に基づき、担当業務を行っているが、人員も十分とは言えないため、当該課にとらわれず、相互に協力している。

事務処理に不可欠なコンピュータは、各職員に 1 台支給され、プリンターをはじめ、事務機器も業務が円滑に行えるよう配置されている。また、情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備しており、データ管理は当然のこと、教職員が情報共有できるシステムを通じ業務の効率化を図っている。

SD 活動に関しては、短期大学として教員と事務職員合同の FD・SD 委員会を設置し、研修を行っている。さらに、学園全体として事務部門に特化した SD 研修を行い、専門職としての事務職員の育成を図っている。

防災対策については、防災安全委員会を設置し、学生や教職員対象として年 2 回防災訓練や講習会を実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学では、湊川相野学園諸規程集「就業規則」、「育児休業に関する規程」、「介護休業及び育児・介護短時間勤務等に関する規程」、「給与規程」、「退職金規程」、「定年規程」等を整備し、この諸規程に基づいた人事管理に努めている。

本学では、諸規程集は共有サーバーにデータベースにて設置し、常時閲覧できるようにしている。諸規程集の改定については、その都度理事会で承認後、規程を改定したことを教授会等で通達し遵守するように周知している。就業規則については、採用時に配布し新任研修会等で説明も行っている。

本学では、就業規則・教員の研修等に関する原則に基づき業務を遂行している。教職員の退勤は出勤簿にて管理し、年休・欠勤・振休・出張・研修等についての届出が必要である。届出は、教務学生課・所属長を経て法人総務課において管理している。半月ごとに出勤簿と照合し届出等の不備がないか管理し毎月集計を行っている。また、教務学生課管理の教科目授業記録及び出張復命書においても照合を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

課題⑳教員については、休業日に授業・オープンキャンパス・入試等がある。教員の授業に差しさわりのない日を選び振替休日を取ることができるよう改善した。実際に振替休日の取れる期間の縛りをなくすことにより、完全ではないが振替休日を取れる状態にはなりつつある。

課題㉑半月ごとに出勤簿や届出等の整理を行い、出勤簿に押印されない方にはその都度押印について促すが改善が見られない。毎日出勤簿に押印されない方が数名いる。

課題㉒出・退勤は出勤簿にて管理を行っており時間管理はできていない。労働安全衛生法に基づく労働時間の把握義務に向けて客観的な方法により把握することが必要である。

課題㉓職員の年齢構成に偏りがあるため、中長期的展望を考えながら教職員の採用を行う必要がある。

課題㉔各センターと連携をとり、どのような効果があったのか検討する必要がある。(福祉)

課題㉕学外実習やボランティア活動の学修成果の評価の方法およびその後の学生指導への活用方法。(幼児)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

校地図面、校舎図面、2017 学生便覧・学舎配置図 P82. 83、学内施設 P67. 68、履修ガイド・教室配置 P7. 8、図書館関連書類一式（平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等資料）

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による授業を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の収容定員は 360 名である。よって設置基準上必要となる校地面積は、 $360 \times 10 \text{ m}^2 = 3,600 \text{ m}^2$ となる。現有の校地は、校舎敷地  $15,527 \text{ m}^2$ と運動場用地  $16,799 \text{ m}^2$ があり、合計で  $32,326 \text{ m}^2$ となる。よって、設置基準に対して十分な校地を有している。

本学の運動場は学舎と同一の敷地内に位置し、 $16,799 \text{ m}^2$ の広さがある。これだけでも設置基準を上回る広さであり、十分な面積の運動場であると言える。

設置基準上で必要となる校舎面積は次の通りである。人間生活学科人間健康専攻（収容定員 80 名）（家政関係） $1,250 \text{ m}^2$ 、同学科生活福祉専攻（収容定員 80 名）（社会学・社会福祉学関係） $1,000 \text{ m}^2$ 、幼児教育保育学科（収容定員 200 名）（教育学・保育学関係） $2,350 \text{ m}^2$ であり、合計  $4,600 \text{ m}^2$ となる。それに対して、現有の校舎面積は  $10,147 \text{ m}^2$ あり、十分な広さを有していると言える。

校地はすべて同じ敷地内に位置しており、移動距離は長くない。ただ、校地がなだらかな傾斜地となっているため、校舎間をつなぐ通路が坂や階段になっている部分がある。で



きるかぎり階段では無くスロープにするように配慮しているが、階段の全てにスロープは設置できていない。しかし、耐震改築工事に伴う校内整備により、校地内の階段は全てスロープが設置される予定である。障がい者対応のトイレは、2カ所設置している。校舎の中で、エレベーターが設置されているのは3棟であり、記念会館、5号館、旧2号館の校舎は階段のみである。

講義室、演習室、実験・実習室の配置に関しては、3つの学科・専攻の必要に応じた教室を配置して教育を行っている。人間生活学科人間健康専攻では、3つのコース（養護教諭コース、医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース）それぞれに必要な「看護学実習室」、「模擬保健室」、「OA教室」、「調理実習室」、「理化学実験室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。同学科生活福祉専攻では、「介護実習室」、「入浴実習室」、「介護演習室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。幼児教育保育学科では、「保育室」、「リズムスタジオ」、「音楽室」、「電子ピアノ室」、「個人ピアノレッスン室」、「図工室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。高額な機器等は、年度を限った目的予算を組んで対応しているが、ここ数年では、OA教室のコンピュータの一斉更新や、個人ピアノレッスン室のピアノを年次計画で更新してきた。

また、2016年度末に竣工した本館においては、普通教室の全てに、視聴覚機器対応のプロジェクター、スクリーン、DVDデッキ、音響機器、コンピュータ（大・中教室）等の設備を備え、教員はこうした教室を使用して、情報通信機器を活用した授業を展開している。同じく本館においては、各階の中心にラーニング・コモンズを備えており、学科・専攻を問わない幅広い用途に利用できるオープンスペースとして、さらにアクティブ・ラーニングやグループワークなどのさまざまな授業形態にも対応できるよう整備している。

図書館の専有延床面積は、492 m<sup>2</sup>であり、現学生数の利用頻度に十分対応可能な面積を有している。図書館は、記念会館（学園創立60周年記念）の2～4階に位置しており、2階部分は司書の受付業務・各種サービスの実施および図書全般の管理運営スペースであるとともに、学術雑誌を含め、公的文書類および視聴覚機器を設置しての閲覧室となっている。3階部分は開架書庫として蔵書の大半を収納しており、4階部分には雑誌を保管している。

現在の蔵書数は約54,000冊であり、学術雑誌数は約120種になる。AV資料数（視聴覚教材）1,500本程度あり、年々累積数は増加している。AV資料については、学生の希望もあり、利用数も増加している。

座席数は、2階閲覧室に37席、3階開架書庫に27席、AV資料閲覧席4席の合計68席である。収容定員360名に対して、大学設置審査基準要項細則に定められている収容定員の10%以上の値になる。

購入図書選定においては、①学科専攻ごとに予算を立て、学修のために必要と思われる資料の購入希望を取りまとめて購入している。②学生からのリクエストに応えられるように予算を計上している。また分野ごとに希望を抽出し、可能な限りにおいて購入・取得を図り、さらに、購入後、利用可能になった資料を一覧にし、教授会にて報告し、その活用を促している。図書資料の廃棄については、図書館資料の廃棄規程に従い、資料の廃棄を行っている。

教員から、購入希望図書選定時に申し出のあった参考図書の購入に努めている。また、教員に学生のより深い学修に寄与することができるような図書資料を教員指定図書として別置き、学生の利用に供している。

体育館は1,697 m<sup>2</sup>(内アリーナ部923 m<sup>2</sup>)で、バスケットコートが2面とれる床面積を有しており、室内での体育実施に支障が無い広さを有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学における固定資産の管理においては、学校法人湊川相野学園（以下「法人」という。）「経理規程」に定め、その運用において、「固定資産及び物品（以下「物品」という。）管理規程」を定めて、法人が所有する物件の取得、修理等適切な維持管理に努めている。

日常の施設設備の管理については、清掃業務を専門業者に委託し、消防用設備・空調設備・エレベーター設備等は、定期的に点検を実施する等、適正な維持管理に努めている。また、物品については、常に在庫状況を把握し、運営に支障がないよう適宜補充を行う等、管理に努めている。

本学では、「危機管理規程」を整備し、本学に発生する自然災害、火災等様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、職員等の防災安全対策に努めている。

#### ア 火災予防対策

施設の防火管理を徹底するため、「防火管理規程」を整備するとともに、防火管理者を配置し、定期的に学生、教職員による学内全体の初期消火・避難訓練・放水訓練等を実施している。また、学生に対し、火災予防の観点から消防署と連携し、火災予防映像を視聴させる等、火災予防の啓発と強化に努めている。火災予防の観点から施設内に設置された消防用設備を消防法の規定に基づき、定期点検をしている。敷地内に設置されている学生寮においても毎年消防訓練を実施しており、平成29年度は7月に実施をしている。

#### イ 地震対策

阪神大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化が早急な課題であり、本学においても学生、教職員の安全確保等、防災安全対策の観点から文部科学省の補助金を利用して、耐震改築工事を行った。耐震強度のない校舎の解体も平成29年度上4半期に完了した。

#### ウ 防犯対策

本学の防犯対策は、夜間の警備員配置とともに、校門、各校舎入口、通路等各所に防犯カメラを設置し、相手に意識させることによって、学内の防犯対策に寄与している。また設備については、適宜機能点検を行っている。加えて、所轄の警察署と連携し、適宜警察官による学内巡回警備を実施している。その他、特に防犯対策が必要な箇所は、警備会社に夜間の機械警備を委託し、防犯対策を図っている。

学内寮は、夜間に警備員が敷地内に待機し、寮母も住み込みである為、ある程度のセキュリティは保たれているが、周囲のフェンスや鍵の管理等に課題が見られる。

本学では、OA 教室には学生用コンピュータを配置し、学生の資格取得等学力向上に努めており、教職員用にもそれぞれコンピュータを配付し、教職員の研究・執務の充実に努めているところである。これらのコンピュータは、学内のシステムとして作動し、特に多くの個人情報等を保有していることから「個人情報管理規程」を整備し、また学生の個人情報の管理として「保有学生個人情報管理規程」及び「同保護規則」整備するとともに、セキュリティポリシーを策定した。コンピュータシステムのセキュリティ対策として、システム出入口にファイアウォールを設置し、また市販のセキュリティソフトを導入し、個人情報等の保護に努めている。

本学では、OA 教室及び複数のラーニング・コモンズには LAN 設備を配置し、学生の資格取得等学力向上に努めているところである。

平成 26 年度には情報システム運用基本方針並びに情報システム運用基本規定を定めている。これらを教職員に周知し、情報セキュリティの向上に努めている。

本学における省エネルギー対策は以下の通り。

#### ア 省エネルギー

学内では運営上、多量の光熱水量を消費しているところであるが、省エネルギー対策として節電、節水に努めている。また、平成 28 年度末に完成した新校舎においては、地熱冷暖房システムにより、エアコンの節電効果を高めるシステムを導入した。

#### イ 省資源対策

学園から排出される廃棄物は、現在、可燃物ゴミ、不燃物ゴミ、空き缶・瓶等、分別収集が行われ、リサイクル可能な廃棄物はリサイクル資源化し、省資源対策が推進されている。また、地域周辺の保護者団体と連携し、新聞、雑誌等リサイクル可能な廃棄物は、リサイクル資源として収集しており、地域活動に貢献している。

#### ウ その他地球環境対策

学内トイレ内の蛇口に「節水コマ」を取り付けて節水の強化を図っている。空調機の節電対策として、定期的に空調フィルターの清掃を行っている。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

課題④階段のみの校舎に対するエレベーターの設置は、諸般の事情により困難な状況である。

課題④寮のセキュリティが不十分である。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程にあわせた教室・備品の整備を行っており、0A 教室以外のすべての普通教室にもプロジェクターやスクリーン、DVD 機器等を備えている。またラーニング・コモンズにもプロジェクターや貸し出し用のコンピュータ等を備え、学修成果の獲得をサポートしている。さらに平成 28 年度末には新校舎が完成したことにより、各教室にプロジェクター、スクリーン、マイクが設置され、また、0A 教室も更新されて新しいコンピュータが導入され、教育環境を充実させることができ、平成 29 年度はうまく運用できた。

新任教員向け研修会（ID 配布、HDD 貸し出し、ID アクティベート・メール利用・携帯電話等との同期設定、オリエンテーションにおいて新入生に対し指導を必要とする事前準備）については、各学科・専攻の情報委員会所属の教員から新任教員に対して行い、学生に対してはオリエンテーション期間に PC 等の使い方について指導を行った。また、人間生活学科人間健康専攻、および、幼児教育保育学科では、0A 教室を用いた授業が設定されており、MOS (Microsoft Office Specialist) 資格の取得を目指した教育を行うことで、情報技術の向上に役立っている。

平成 28 年度末には、新校舎の建築に合わせ、技術的資源と設備を更新・充実させることができた。今後も、補助金や、学校法人の特別予算なども活用しつつ、サーバーやファイアウォールの更新等も含めて、情報委員会の計画に基づき計画的に維持、整備している。

ラーニング・コモンズを整備し、学生の主体的な学びの場を設けるとともに、学内各所に無線 LAN のアクセスポイントを設置し、各教職員に配布された ID を利用して認証し、教室内でタブレット端末等を使用することが出来るようにしている。またマイクロソフト社の office365 を導入し、クラウド上で学生とのやり取りが出来るような仕組みを整備している。今後はキャンパス内のアクセスポイントを充実させ、授業で活用できるように整備していくことが課題の一つであり、普通教室に無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学生自身が学内の貸し出し用コンピュータでインターネットにアクセス可能とすることで、さらに教育の質が向上すると考えるが、現在の状況は十分ではない。

事務職員には 1 人一台のコンピュータが貸し出されている。しかし、教員にはコンピュータが配置できていなかった。平成 28 年度の校舎建設にともなうキャンパス整備事業に伴い、学内ネットワーク機器の移設だけでなく、新校舎内サーバー室を中心としたキャンパス内のネットワーク配線及びネットワーク機器の大幅な再構成を行い、平成 30 年度は適切に運用できている。同時に、教員にもコンピュータを貸与し、学校法人湊川相野学園による情報セキュリティポリシーの策定も進んでいる。今後は、教職員一丸となって情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、学生情報等の個人情報保護をさらに進めていく予定である。なお、非常勤講師には専用のコンピュータを用意し、授業のごとの貸出しを行っている。さらに非常勤講師室にはコンピュータを設置するなど、様々な整備を行っている。

学内 LAN に関しては、キャンパス内のほぼすべての研究室・事務室及び教室に整備し、本館全域及び各棟内ラーニング・コモンズを中心とした部分的に無線 LAN のアクセスポイントを整備している。このため校舎内のほとんどの場所でネットワークに接続が出来る。無線の届かない一部のエリアの整備が課題である。なお、学生が使用するネットワークと教員が使用するネットワークは分けるように、運用されている。また office365 のクラウドサービスを利用することで、ファイルのやり取りが出来るようにしている。

平成 27 年度に設置した Moodle のサーバーは、平成 28 年度から本格的に運用している。平成 29 年度では、Moodle を活用している授業は少なく、対象授業を増やしていくことが今後の課題である。また、平成 28 年度末には、情報教育支援システム(Wingnet)、ロール紙プリンター、3D プリンターを導入できた。今後の教育に活用する。

0A 教室を整備し、MOS 試験の会場として登録をしている。1 クラスが授業を展開できるだけのコンピュータ及び、教員用コンピュータを設置している。また医療事務のソフトも導入し、医療秘書検定対策を行えるように整備している。平成 30 年度に医療事務のソフトを更新する予定である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

課題④③キャンパス内のアクセスポイントの充実。

課題④④無線 wifi が届かない教室の解消が授業充実のために必要。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

湊川短期大学の改組に関する要綱・学生募集要項、日本短期大学協会経営セミナーの湊川短期大学経営分析、地域連携会議議事録・卒業生アンケート、FD資料

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
  - ⑥ 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑪ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体において資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。ただし、ここ3年間は高額な設備投資が多く資金収支は一時的に支出超過となっている。部門別において収入・支出超過の理由の把握と、その解析は行っている。

事業の転換期のため固定資産の増減はあるが、それにより流動資産が逼迫する状況ではない。また、多少有利子負債も増加しているが、貸借対照表の状況は財政状況を著しく悪化させるものではない。

現状の短期大学の資金および事業活動収支の関係は把握しているが、部門ごとの財政状況（貸借対照表）は作成していない。

法人全体では存続可能であるが、短期大学単体での収支は慢性的な赤字であり、短大の存続を可能とする財政とは言えない。

退職給与引当金などは要設定額どおりに引き当てられ、目的どおりに使用されている。資産運用規程は整備され、規程どおりの運用を行っている。

教育研究経費は過去5年間20%を超過している。

短期大学単体で考えれば、平成29年度における資金配分は過大であるが、長期に渡り使用可能な設備投資であるため妥当と言える。幼児教育保育学科の定員充足率については妥当な水準であるが、人間生活学科は水準より少なく、経費のバランスが取れているとは言えない。

法人全体を通してみれば、相応した財務体質を維持していると言えるが、短期大学単体での事業活動収支は厳しい状況である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

量的な経営判断資料に基づいた実態把握の結果、短期大学の組織改革の必要が明確になったため、2018年度から生活福祉専攻の学生募集停止を含めた改組に取り組んでいる。3年後に、現在の2学科3専攻・2専攻科（幼児教育・人間健康）体制を変更し、2学科2専攻・2専攻科（人間健康・介護福祉養成）に移行するとともに、本科学士の定員を180名から150名に削減する予定である。

日本短期大学協会主催の短期大学経営セミナー（仙台市）に参加し、専門家の経営分析に基づいた客観的な現状把握をしている。また短期大学の強み・弱みについては、国の高等教育政策や経済界の発言等を精査することによって、政治経済的環境把握に努めるとともに、湊川短期大学の強み・弱みを把握するために、地域連携会議を開催して学外者の意見聴取に努めているほか、卒業生および就職先を対象にした同種のアンケート調査を実施している。

上記の経営実態分析を基に、短期大学の規模縮小と拡充を目指した改組計画を立て、実施に移している。

- ① 不採算部分にあたる専攻および専攻科の廃止と、新たな1年制介護福祉専攻科の設置を内容とする対策を基にした、学納金計画を立てている。

- ② 短期大学改組の完成年度となる5年後を見通した改組計画において、教員数の削減が予定されている。
- ③ 今年度に新しい本館が完成し、当面の施設的な条件は完備されている。教育に必要な機材は例年、年度末に見直しを行い必要な買い替えや補てんを行っている。
- ④ 例年、科研費への応募に取り組んでいる。遊休資産の処分等の計画はない  
国の定める定員管理基準に基づいた定員配置をしているが、経費とのバランスの点からみると過剰になっている面があるので、5年後をめどに適正化を図る予定である。  
上記の日本短期大学協会の経営分析を教授会で報告したほか、経営的な観点から見た湊川短期大学の現状をテーマとするFDを開催するなどを通じて、危機意識の共有に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

課題④経営に関する計画は策定していないため、策定することを検討する。

課題④定員が若干過剰になっているため、将来的には削減を検討する。

課題④現状の短期大学の資金および事業活動収支の関係は把握しているが、部門ごとの財政状況（貸借対照表）は作成していない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題①事務処理に使用している情報機器の多くが旧型のもので、機器の不良による業務停滞が生じる。

<計画>機器・備品、施設・設備には老朽化しているものも多いが、短期大学の財務状況の中で、それらを短期に更新することは困難である。財政面での工夫（学生数の安定した確保等による収入増や支出の見直しなど）を行うとともに、優先順位を明確にして年次計画で更新していく。

<進捗状況>第三者評価受審以降に一度すべて更新しており、5年リースとしている。

課題②SD推進委員会規程が制定、改正されたが、最近では委員会開催がない。

<計画>SD推進委員会を定期的の実施し、計画的に能力向上、改善に取り組む。事務職員に求められる事務上の専門能力に加え、多様な学生支援に対応できる資質の検討、求められる専門性・資質の向上に向けた研修や連携のあり方、業務分担の見直し、物理的環境整備などを、SD活動として取り上げていく。

<進捗状況>FDとSDを一つの委員会として統合し、合同での委員会及び研修の実施となっている。

課題③学生部では、事務組織規程に基づく職務に望まれる事務処理能力に加え、学生理解や危機対応、情報分析に関する能力が望まれるため、それらの能力を育成すること



が課題である。

<計画>SD推進委員会を定期的実施し、計画的に能力向上、改善に取り組む。事務職員に求められる事務上の専門能力に加え、多様な学生支援に対応できる資質の検討、求められる専門性・資質の向上に向けた研修や連携のあり方、業務分担の見直し、物理的環境整備などを、SD活動として取り上げていく。

<進捗状況>FD・SD委員会として定期的に打ち合わせを行い、事務職の研修・連携のあり方について検討をしている。

課題④部署によっては事務処理、学生対応の質的・量的負担が過重になっている。

<計画>事務職員に求められる事務上の専門能力に加え、多様な学生支援に対応できる資質の検討、求められる専門性・資質の向上に向けた研修や連携のあり方、業務分担の見直し、物理的環境整備などを、SD活動として取り上げていく。

<進捗状況>定期的にSD活動を実施している。

課題⑤保健室に職員が常駐せず、けがの応急措置等を学生部の職員が行っており、備品も少ない上に古いため、保健室の運営について課題がある。

<計画>機器・備品、施設・設備には老朽化しているものも多いが、短期大学の財務状況の中で、それらを短期に更新することは困難である。財政面での工夫（学生数の安定した確保等による収入増や支出の見直しなど）を行うとともに、優先順位を明確にして年次計画で更新していく。

<進捗状況>新校舎に移行する際に更新可能な設備については更新を行った。現在は養護教諭が職員及び教員であり、看護師免許を持っている教員もいるため、応急措置などの対応は可能な状況となっている。

課題⑥就業時間の遵守についての把握が困難である。

<計画>就業時間の遵守、出退勤、出張、年休などの把握について、適切な仕組みを検討する。

<進捗状況>出退勤については、出勤時に短大事務局にて押印することを教授会で確認している。

課題⑦出退勤は出勤簿、出張・年休については届け出により管理を行っているが、教員の動静、出勤簿捺印の管理や出張・年休等のリアルタイムの把握が難しい。

<計画>就業時間の遵守、出退勤、出張、年休などの把握について、適切な仕組みを検討する。

<進捗状況>出張・年休等についても事前に書類提出をするようにし、多くの教員が順守している。動静についてリアルタイムでの把握は現実的ではない。

課題⑧教職員の年齢構成に偏りがある。

<計画>中長期の将来計画の策定を行う。将来計画に基づく計画的な教職員採用に努める。

<進捗状況>教員の年齢構成について、採用段階においてある程度検討の目安としている。助手での採用が困難なため、若手は非常に少なく限られている。

課題⑨スロープに関して、一部老朽化しているところや設置できていないところがある。

<計画>施設・設備には老朽化しているものもあるが、短期大学の財務状況の中で、それらを短期に更新することは困難であるが、財政面での工夫を行うとともに、優

先順位を明確にして年次計画で更新していく。

<進捗状況>図書館入口についてはスロープを設置した。2号館と5号館についてはスロープの設置が困難な状況である。学園食堂については、以前よりはアクセスをやすく改善を行った。

課題⑩実習・演習室の備品には、更新ができていないものがある。

<計画>機器・備品には老朽化しているものも多いが、短期大学の財務状況の中で、それらを短期に更新することは困難なため、長期的な視点で更新をしていく。

<進捗状況>毎年度、目的予算を組む中で、必要な備品の更新を認めてもらえるように申請を行っている。

課題⑪視聴覚対応の普通教室数が限られている。

<計画>視聴覚機器対応の普通教室を年次計画的に増やす。

<進捗状況>新校舎を含め、ほぼ全ての校舎において視聴覚機器対応としているが、簡易型のスクリーンの活用を含めての状況であり、改善が必要。

課題⑫図書館の蔵書については、一般教養図書や洋書の整備が不十分である。

<計画>図書館蔵書について、一般教養図書や洋書を整備できるよう、購入予算の獲得と配分について検討する。

<進捗状況>第三者評価受審以後、一般教養図書と洋書を整備するために、従来の選書に加えて、一般教養図書と洋書の選書をお願いし、蔵書が増加しつつある。

課題⑬校舎の耐震補強が完了していない。

<計画>校舎の耐震補強に順次取り組んでいく。平成25年度は、2号館の耐震診断を実施し、取り壊しを決定し、新校舎の建設を検討する。

<進捗状況>新校舎の完成に伴い、すべての校舎の耐震補強が完了した。

課題⑭情報通信機器活用可能な普通教室数が限定されている。

<計画>視聴覚及び情報通信機器対応の普通教室を年次計画的に増やす。

<進捗状況>ほぼすべての普通教室で情報通信機器に対応ができています。しかし、一部、wifiの電波が弱い教室がみられるため、順次対応を行う。

課題⑮消費収支に関して、改善傾向が見られるものの短期大学分の消費収支が支出超過である。

<計画>短期大学分の消費収支が支出超過であるため、適切な収支が実現するよう、収入、支出の現状を精査し、学生数確保にむけた取り組みを検討する。平成26年度入学生から、学納金・奨学制度の見直しを実施する予定である。

<進捗状況>入学金や施設設備費、短大独自の奨学金制度の見直しを行い、給付額を引き下げ、適切な収支の実現に向けて実施をしている。

課題⑯教育研究比率はいずれの年度も帰属収入の20%を超えているが、奨学費支出の割合が多いことは検討課題である。

<計画>平成26年度入学生から、学納金・奨学制度の見直しを実施する予定である。

<進捗状況>入学金や施設設備費、短大独自の奨学金制度の見直しを行い、給付額を引き下げ、適切な収支の実現に向けて実施をしている。

課題⑰短期大学をとりまく環境がますます厳しさを増すことが予測されるので、中長期の将来計画の策定が必要である。

<計画>中長期の将来計画の策定を行う。将来計画に基づく計画的な教職員採用に努める。

<進捗状況>中長期計画は一度策定を行い、学園全体及び短大内で共有を行った。また計画の見直しを2年前に行い、現在は将来構想委員会として委員会に位置付けられている。

課題⑱短期大学分の消費収支が支出超過の状態にある。

<計画>短期大学分の消費収支が支出超過であるため、適切な収支が実現するよう、収入、支出の現状を精査し、学生数確保にむけた取り組み検討する。平成26年度入学生から、学納金・奨学制度の見直しを実施する予定である。

<進捗状況>学費や奨学金制度の見直しや可能な範囲での予算の削減など、支出の削減に取り組むとともに、収入増加に向け、特に学生確保に力を入れる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題⑲教員については、休業日に授業・オープンキャンパス・入試等がある。教員の授業に差しさわりのない日を選び振替休日を取ることができるよう改善した。実際に振替休日の取れる期間の縛りをなくすことにより、完全ではないが振替休日を取れる状態にはなりつつある。

<計画>振替休日の取得率を現在よりも上げられるように~する。

課題⑳半月ごとに出勤簿や届出等の整理を行い、出勤簿に押印されない方にはその都度押印について促すが改善が見られない。毎日出勤簿に押印されない方が数名いる。

<計画>出勤時に押印をするよう、教授会で繰り返し指示をする。また個別の押印についての依頼を継続する。

課題㉑出・退勤は出勤簿にて管理を行っており時間管理はできていない。労働安全衛生法に基づく労働時間の把握義務に向けて客観的な方法により把握することが必要である。

<計画>客観的把握に向けて、運営会議等で先行して議論を進める。

課題㉒職員の年齢構成に偏りがあるため、中長期的展望を考えながら教職員の採用を行う必要がある。

<計画>採用時には学科編成及び教員のキャリア形成を踏まえ、可能な限り年齢構成に配慮をした採用人事を行う。

課題㉓各センターと連携をとり、どのような効果があったのか検討する必要がある。(福祉)

<計画>ボランティアへの参加状況や学生の就職状況など、学生の自己評価にどのような効果があったのかを検証する。

課題㉔学外実習やボランティア活動の学修成果の評価の方法およびその後の学生指導への活用方法の検討が必要。(幼児)

<計画>学外実習、ボランティア活動が学修成果にどのように反映されているのか、具体的な評価方法について検討をする。

課題㉕階段のみの校舎に対するエレベーターの設置は、諸般の事情により困難な状況である。

<計画>階段のみの校舎での授業について、肢体不自由な学生が当該科目を履修する場合は、教室の変更を行うことで対応をする。

課題⑭寮のセキュリティが不十分である。

＜計画＞寮生以外の敷地への侵入を堅く禁じるとともに、寮の周囲の鉄条網等を定期的に点検する。

課題⑮キャンパス内のアクセスポイントの充実。

＜計画＞キャンパス内のアクセスポイントを情報委員会において予算を確保し、順次、充実させていく。

課題⑯無線 wifi が届かない教室の解消が授業充実のために必要。

＜計画＞課題⑬と同じ

課題⑰経営に関する計画は策定していないため、策定することを検討する。

＜計画＞経営に関する計画の策定の必要性について検討を行う。

課題⑱定員が若干過剰になっているため、将来的には削減を検討する。

＜計画＞人間生活学科生活福祉専攻の募集停止に伴い、定員の 10 名分を人間健康専攻に追加する。また 10 名分は専攻科生活福祉専攻として新規開設を目指す。

課題⑲現状の短期大学の資金および事業活動収支の関係は把握しているが、部門ごとの財政状況（貸借対照表）は作成していない。

＜計画＞部門ごとの貸借対照表の作成をし、教員・事務職を含めて共有する。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

&lt;根拠資料&gt;

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
  - ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
  - ③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は寄附行為に準用されている。

&lt;区分 基準Ⅳ-A-1 の現状&gt;

理事長は、校祖幸田たま女史の教育への情熱と姿勢を継承した前理事長から、また周年記念冊子に残る教職員や卒業生の言葉から、本学園の建学の精神と教育理念についての理解を深め、不変の精神を基軸にした学園の発展を心がけている。

理事長は、私立学校の独自性と公共性を絶えず意識しながら、学校法人の代表として「湊川相野学園寄附行為」に基づき、学園全体を掌握し、それらの業務を総理している。

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、本学園の監事 2 名による財務及び運営に関する監査を受け、監査報告を付した実績報告書を理事会に提出し、議決を受けたのちに、評議員会に諮問し、意見を聴取している。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であり、私立学校法第 36 条及び「湊川相野学園

寄附行為」第18条に基づき、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、「湊川相野学園寄附行為」第18条第3項に基づき、理事長が招集し、議長を務めている。特に重要事項については、あらかじめ内部の常任理事から構成されている常任理事会を開催し、必要に応じて意見を聞き、理事会の諮問事項に上程している。

理事は、私立学校法第38条及び「湊川相野学園寄附行為」理事の選任第8条の規程に基づき選任されており、学校法人の建学の精神や教育理念を良く理解し、法人の健全な運営に積極的に参加して頂ける学識及び見識を有する人材を選任している。

学校教育法第9条（校長及び教育職員の欠格事由）の規程については、「湊川相野学園寄附行為」第12条第1項（1）法令の規定又はこの寄付行為に著しく違反したとき。（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。と定めることで準用している。

理事会は、短期大学の第三者評価の意義を理解し、体制を整え、必要な役割を担っていると共に、理事会は、学校法人全体の運営に法的な責任があることの意識をしており、短期大学の運営にも責任があることは十分に理解している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は整備している。法改正等の状況にあわせて行う規程の改正については、すでにある規程との整合性を絶えず考慮し、常任理事会・理事会の意見を参考に改正している。

学校法人の情報公開については、湊川相野学園のwebサイト及び広報誌「みなとがわ」に事業報告書ならびに決算報告書を公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

平成29年度湊川相野学園理事会の開催状況

	開催年月日	理事出席状況	監事出席状況
第1回	平成29年5月26日	8名	2名
第2回	平成29年5月26日	10名	2名
第3回	平成29年6月22日	10名	2名
第4回	平成29年9月25日	10名	1名
第5回	平成29年9月25日	10名	1名
第6回	平成30年1月23日	9名	2名
第7回	平成30年3月19日	9名	1名
第8回	平成30年3月26日	10名	2名
第9回	平成30年3月26日	10名	2名

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>  
なし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>  
なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ④ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は主要な役職者の参加する運営会議、全教員が参加する教授会を招集し、その都度必要事項を報告し懸案事項を審議したうえで、承認を得た事項を実施に移している。

学長は高潔な人格を保っており、教育学博士の学位を持つほか日本社会教育学会会長の経験を有するなど、学識に優れている。また東京大学大学院で教育行政学を専攻しており、大学運営に関する識見を有しているなどの理由により、上記要件を満たしている。

学長は湊川相野学園の建学の精神および湊川短期大学の教育指針、同教育目標などに基づいた教育研究の推進のための努力として、3つのセンター（キャリア教育センター、地域連携センター、学生相談センター）の創設、キャリア創造コースの設置の他、授業の新設（湊川の歩み）などを推進したほか、2017年度から短期大学の改組に取り組んでおり、短期大学の向上・充実に向けた努力をしている。

学長は湊川短期大学学長任用規程に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は運営会議を組織して案件を整理したうえ、教授会の審議が必要な事項を毎月の教授会にかけて審議しており、教授会を審議機関として適切に運営している。

学長は教授会に意見を求める事項を審議事項として教授会に提示し、各事項の意味を逐次説明し審議を求めるなど、教授会の役割を明確にし、周知する努力をしている。

学長は教授会規程に基づき、月一回を原則として教授会を開催している。併設大学は存在しない。

教授会には短大事務局職員が出席し、毎回議事録を作成し保存している。議事録は逐次教授会資料として教授会に提供されている。

3つの方針は年度ごとの点検に付されており、教授会が学修成果及び3つの方針を認識するシステムが確立されているが、議事録に不備がある。

学長は教授会の下に常設委員会として、各種委員会を設置しており、教育上の委員会としては教務委員会が、その規定に基づいてシラバスを含むカリキュラム関連の調整、指導を適切に行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

課題④ 2018年度では議論したことについて、教授会の議事録に残す必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし



[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、「湊川相野学園寄附行為」第9条に基づき選出されている。監事は、自らの役職の意味を十分認識して、法人の経営方針、業務ルールの順守、経営及び業務の有効性及び効率性の向上等の法人全体の業務や財政の状況を法令及び寄附行為等の規程に基づいて適宜監査しており、理事会及び評議員会はもちろん常任理事会にも出席し必要に応じて意見を述べている。

監査報告については、毎会計年度、当該会計年度終了後2月以内に作成し、5月に開催される理事会及び評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

監事は、「湊川相野学園寄附行為」により定員2名であり、現員は2名である。監事は本学園の見学の精神をよく理解しており、財務の状況については、税理士の資格を有する監事、学園全体の業務については過去に大学の事務局長の経験を有する監事を配置している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

平成29年度の評議員は25名（湊川相野学園寄附行為第21条で定められている定員は19名以上25名以内）で、理事の定員が9～11名であるため、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、構成されており、法令及び寄附行為の規程に基づき運営されている。

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」第24条により、①～⑧の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会でそれらを審議している。

- ①予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金処分

- ②事業計画
- ③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④寄附行為の変更
- ⑤合併
- ⑥目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦寄付金品の募集に関する事項
- ⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、定例評議員会を年3回（5月、9月、3月）行い、その他理事長が必要と認めて場合、臨時評議員会を招集し、諮問機関として適切に運営されている。

平成29年度評議員会の開催状況

開催年月日	評議員出席状況	監事出席状況
平成29年5月26日	25名	2名
平成29年9月25日	24名	1名
平成30年1月23日	21名	2名
平成30年3月26日	24名	2名

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算は速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適切に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運営は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校法人及び短期大学を維持運営していくために必要な「維持費予算」と短期大学の計画に沿って組まれる特別予算「目的別予算」とで管理している。

2月中旬までに、各先生方の要望を考慮した予算の稟議書を担当部署にて作成提出。3月上旬までに短期大学の収入予算及び法人全体のバランスを考慮し優先順位を決める。3月の幹部会（理事長、常務理事、事務局長、総務部長）で予算案を決定し、各部署との折衝

を実施、3月の理事会、評議委員会に審議事項として提出している。

年度途中で必要な事業が発生した場合には補正予算を作成し、5月、9月、3月の理事会に提出している。緊急を要する案件については、臨時理事会を開催している。

3月の理事会で決定した予算（維持経費予算、目的別経費予算）は、学長を通して大学運営会議及び教授会で報告され、各部署責任者に迅速に伝達している。

学園全体の予算執行は法人事務局会計課で、短期大学関係の予算の執行は短期大学事務局総務課が担当している。予算の執行に当たっては、「購入・支出許可願」により請求され、学長、総務部長の承認後、事務局長（金額によっては、常務理事、理事長）の決済を得た後、法人事務局会計課において出納している。

日常的な出納業務において経理責任者は20万円までの支出については、事務局長までの決裁を仰ぎ、20万円以上の支出においては理事長決済としている。

学校法人会計基準に沿って適切に処理しているので、計算書類、財産目録は適正に表示している。

公認会計士の期中監査は月に1回必ず行なっており、会計監査だけではなく、部門長や常任理事からのヒアリングを通してリスクアプローチ監査も行なっている。公認会計士と監事の意見聴取も毎年5月の監事監査のおりに行なっている。

資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適切に管理している。資産運用規程に基づき、資産運用を行なっている。定例の理事会、評議委員会において資金運用状況を報告している。運用方針として安全性を重視し、流動性・収益性の観点を考慮して運用対象を選定している。長期保有が目的である有価証券の評価額が50%を下回った場合は、会計基準に沿って適切に評価替えを行なっている。ただし、為替の変動で評価損を出している商品もあり、市場の状況を鑑みながら、処理を行なうタイミングが、これからの課題である。

現在、学園創立100周年記念募金を行っている。特定公益法人及び税額控除適用法人の資格も取得している。企業向け募金活動の為、日本私立学校振興・共済事業団が行っている受配者指定寄付金も利用している。募集中の寄付金は別会計ではなく、計算書類に引当特定資産として計上している。学校債の募集は現在行なっていない。

月次試算表は経理システムで各校種ごとに作成し、事務局長に適宜報告している。理事長・常務理事には、予算執行状況に変動がある場合は、当然、適時報告をしている。

財務情報の公開については私立学校法第47条第2項に基づき、情報公開規程を整備し、開示している。閲覧を希望する利害関係者は、「書類閲覧申請書」に閲覧の種類を記入し、本部事務局に提出をして閲覧する。閲覧場所は学園本部事務局で開示している。また、短期大学のwebサイトでは教育情報の公開及び財務情報の公開も開示し、学園機関紙「みなとがわ」でも財務情報等の公開を行なっている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

なし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題①理事会は国や県の動向について、さらなる情報収集と分析を的確に行い、経営判断に反映させる体制が必要である。

<計画>国や県の動向を調査、把握する部署を設置するなどの仕組みを確立し、そのデータを意思決定に活用できるような体制を整備する。

<進捗状況>理事会は、毎週の水曜日に行われる、理事長・常務理事・法人事務局長・法人総務部長・短大事務局長のメンバーによる、理事長室会を設置し、理事長室会が国や県の動向についての情報収集と分析を行い、常任理事会及び理事会に審議事項として上程する体制を取っている。

課題②短期大学運営に必要な規程について、変更・追加なされた内容と、従来からの規程とに齟齬が生じることがある。

<計画>短期大学諸規程の変更等に応じ、諸規程全体の整合性を図るよう、常に諸規程の記述内容を管理する部署等を置く。

<進捗状況>短期大学の事務組織を再編し、短大事務局とし、その中で諸規程の記述内容の管理も行っている。

課題③資金運用について、為替の変動で利金が出ない債券や日経連動の金利スワップ取引で大きく評価損を出している商品もある。

<計画>資金運用について、市場の状況を鑑みながら、契約解除処理などを適切なタイミングで行う。

<進捗状況>元本毀損リスクが大きい金融商品の新規取引は一切行うことはなくなった。また既存の金融商品においても、元本毀損リスクのある金融商品については売却益が多少でも発生する場合は売却し、元本の保全に努めている。

課題④月次試算表の理事長・常務理事への報告が、定期的になされていない。

<計画>理事長及び常務理事に対し、予算執行状況を定期的に報告し、適切かつスムーズな運営を行っていく。

<進捗状況>理事長室会・常任理事会等において、逐次重要なトピックスを報告している。期中での資金収支のみならず、事業活動収支および金融資産のストックの状況なども報告している。課題としては定型フォームがなく、その時々トピックを明確にするために書式が形成されているため、時系列での比較がしにくい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題④ 2018年度では議論したことについて、教授会の議事録に残す必要がある。

<計画>教授会の議題に3つのポリシーの見直しを必ずあげるようにし、議題に沿った議事録を残す。